

忍野村 議会だより

Vol.97

令和2年8月1日 発行



忍野中学校 体育の授業

目 次

■議長あいさつ	2
■村長所信表明	3
■各常任委員会等の紹介	4
■令和2年度一般会計補正予算概要	5
■議案審議	7
■一般質問	10

大森 浩義議員	●GIGAスクール構想について
堀内 義郎議員	●未就学児童の支援策について ●高齢者の健康福祉について ●忍野村の観光振興等について
田邊 宏哉議員	●忍野村商工振興災害対策資金貸付条例について
天野 弥一議員	●地方自治法について ●新型コロナウイルス対策関連について ●農地法について
天野 秋弘議員	●特別定額給付金と村独自の給付金について ●持続化給付金と業者支援について
渡邊喜久一議員	●内野区会前駐車場(借地)について
櫻井をさみ議員	●「GIGAスクール構想」について ●「家庭ごみ・プラスチックごみ削減対策」について
渡邊 隆三議員	●宗教法人承天寺への桜、もみじの木の寄進について ●美術館前の土地327坪の買い入れについて ●北富士演習場アメリカ軍の実弾射撃訓練について
渡邊 壽幸議員	●村道大割線道路改良工事(かいじ橋)について ●村道入角丸尾岸線下水道本管工事(5工区)の入札について ●村道入角丸尾岸線下水道本管工事(1工区)について
三浦 哲朗議員	●新型コロナウイルス対策について ●外周道路について ●忍野村の財政状況について

■「森林学習施設」竣工式	39
--------------	----

令和2年 第2回 忍野村議会定例会

[会期] 6月9日～25日

議長あいさつ

忍野村議会議長

湯山 央



村民の皆さまにおかれましては、平素より村議会の活動に関しまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年第2回忍野村議会定例会を6月9日から6月25日まで開催しましたので「議会だより第97号」にて、皆さまにお知らせします。

先ず、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、現在、闘

病生活を送られている皆様によりお見舞い申し上げます。また、最前線で新型コロナウイルスに立ち向かっておられる医療従事者の皆様に、心より感謝申し上げます。

さて、今回の定例会の報告となりますが、最終日に10人の議員の一般質問が行われ、傍聴人も延べ30人訪れ、大変活発な議会となりました。

定例会においては、村側からの提出議案のほか、議員提出議案として「忍野村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」「新型コロナウイルス感染症対策についての決議」の2案件が可決となりました。

これにより、新型コロナウイルス対策として、議員報酬が7月から12月まで、期末手当を含

めて5%減額となります。また、決議は議会としての意思を表すものですが、村側からは、新型コロナウイルス感染症対策は、長期に亘ることも見据え、それに備える形で進めていきたいという方向性が示されました。

その他の議案としては、専決処分の承認、農業委員・教育委員の同意、各会計の補正予算、条例の一部改正等、慎重審議を重ねたうえで、すべての案件について可決成立いたしました。詳しい内容につきましては、本「議会だより」でご確認ください。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、世界中が大変な状況となっております。このような状況の中、新型コロナウイルス対策につきましては、忍野村議会としてもできる限りの対応をしてまいりたいと考えております。どうか村民の皆様のご理解とご協力をお願いするとともに、一日でも早く終息した日を迎えられるよう、心から願っております。

村長所信表明



本日、ここに令和2年第2回忍野村議会・定例会が開会されるにあたり、私の所信について申し上げ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議会の皆様方とは、新型コロナウイルス感染症に関連する予算や条例などの専決処分については、多大なご指導・ご理解をいただき、今日まで事業執行に努めさせていただいております。先ず第1点目ですが、「忍野村商工業振興災害対策融資制度」を本年4月1日より制定運用しておりますが、各補助率を100%とする条例改正案を今定例会へ上程させていただく予定でございます。

次に第2点目ですが、村内全世帯と南都留中部商工会加盟の村内事業所、他セルバなど主要事業所に対し次亜塩素酸消毒液を配布させていただきました。なお、消毒液の原液ですが、230個の購入とは別に、100個を芙蓉ホテルサービス(株)様よりご寄付いただきました。今後有効に活用させていただきます。

次に3点目ですが、村民一人あたり5枚のマスクを配布させていただきました。これは、まだマスクの流通が全国的に乏しい時期に、内野出身の渡邊光長様よりご紹介をいただき、村民のみならずへ配布させていただきましたものであります。

次に4点目ですが、「高等学校等就学に対する助成金の支給要綱」を制定させていただきました。これは、経済的な負担の一部支援策として、高校生等一人あたり3万円を支給する制度を始めさせていただきます。次に5点目ですが、国策としての国民一人当たり一律10万円

を給付する「特別定額給付金」でございますが、1日でも早い給付をとの思いから6月8日現在において、世帯数3241世帯、振り込みが完了しております。また、子ども1人あたり1万円を給付する子育て世帯の臨時特別給付金につきましては、既に手続きが完了しております。

次に6点目ですが、GIGAスクール構想の早期実現でございます。小中学校児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、臨時休校の場合でも、自宅にてオンライン授業が可能となるため、学習の遅れの影響を抑えることができるものであり、1日でも早い実現に向けて推し進めて参ります。

その他にも、忍野CATV様にご協力をいただき、高齢者向け健康体操の放映や、各公共施設窓口へ飛沫感染防止用パネルの設置なども行っております。

また、感染症の影響による収入減に伴う各税や保険料、上下水道料などの納税猶予や徴収猶予に関する条例の整備を実施しております。

また、蒼天様・富士急行様・芙

蓉ホテルサービス様・土手影建設様・ふじさん介護サービス様・天野ストアー様・アルス様・いあい歯科様・1市2村の子どもたちを守る会様・匿名希望の村民の方、多くの皆様方からの御厚意により、マスク・消毒液・現金等をご寄付いただいております。村民を代表いたしまして、改めてご厚意に感謝を申し上げます。大変ありがとうございます。

今後も国による「地方創生臨時交付金」や県の「やまなしグリーン・ゾーン構想」の認証制度を最大限有効に活用させていただきます。取り組んで参ります。

村民の皆様方の貴重な財産と生命を預かる身といたしましては、この未知のウイルスとの長期間の闘いを覚悟しつつ、万全の備えを行うことが重要であります。新しい生活様式を取り入れながら、安全で安心して暮らせる村づくりに引き続き全身全霊で邁進して参りますので、今後とも村民の皆様方を始め議員各位の絶大なるご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

令和2年6月9日

忍野村議会各常任委員会の紹介

次のとおり、我々が担当しております。住みよい忍野村、活力ある忍野村をつくるよう、全委員一丸となって頑張りますのでよろしくお願いいたします。相談ごとがありましたら気軽におたずねください。

総務教育厚生常任委員会

●所管事項

- ①総務課、企画課、税務課、出納室、教育委員会、住民課、福祉保健課、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の事務に関する事項
②他の常任委員会の所管に属さない事項



委員 堀内 義郎



副委員長 渡邊 喜久一



委員長 渡邊 壽幸



委員 天野 弥一



委員 櫻井 をさみ



委員 田邊 宏哉

観光産業土木常任委員会

●所管事項

- ①観光産業課、建設課及び環境水道課の事務に関する事項
②農業委員会の事務に関する事項



委員 小林 太伸



副委員長 大森 浩義



委員長 天野 秋弘



委員 三浦 哲朗



委員 湯山 央



委員 渡邊 隆三

人

事

議会運営委員会

委員長 渡邊 隆三
副委員長 堀内 義郎
委員 渡邊 喜久一
委員 大森 浩義
委員 天野 秋弘

北富士演習場対策特別委員会

委員長 渡邊 隆三
副委員長 渡邊 幸三
委員 大森 浩義
委員 天野 弥一

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員

大森 浩義
渡邊 幸一
天野 弥一

鹿留山恩賜県有財産保護組合議員

堀内 義郎
小田 喜久一
渡邊 幸一

監査委員

田邊 宏哉

富士五湖広域行政事務組合議員

渡邊 喜久一
渡邊 隆三

山梨県後期高齢者医療広域連合議員

渡邊 喜久一

消防委員

小田 幸伸
渡邊 太一

令和2年度 一般会計専決補正予算(第1号) 概要

●歳入 14,351千円

款	項	補正予算額 (単位：千円)	主 な 内 容
19.繰入金	1.基金繰入金	14,351	財政調整基金繰入金 14,351千円

●歳出 14,351千円

事 業 名	内概要説明事業費 (単位：千円)	主 な 事 業 内 容 (主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
土地建物財産管理事業	修繕料 576	新型コロナウイルス感染症飛沫感染防止用仕切りパネル設置費 (庁舎等公共施設窓口)	総務課
内野コミュニティセンター管理運営事業	工事請負費 6,000	内野コミュニティセンター駐車場の借地返還原状復旧工事 6,000千円	総務課
災害対策事業	需用費 6,031	村民一人あたり5枚配布用不織布マスク購入費 4,858千円 配布用次亜塩素酸水原液及び2リットルペットボトル購入費 1,173千円	総務課
災害対策事業	委託料 1,744	各種災害等の防災情報伝達のためのアプリシステム開発委託料 1,744千円	総務課

(債務負担行為補正)

事 項	期 間	限 度 額 及 び 内 容	担当課
山梨県信用保証協会が債務保証する忍野村 商工振興災害対策融資について損失を受けた 場合、その損失額を補償する。	令和2年度～令和8年度	契約金融機関が忍野村商工業振興災害対策として融資した資金の範囲内において、 山梨県信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から、 中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額	観光産業課

令和2年度 一般会計専決補正予算(第2号) 概要

●歳入 999,851千円

款	項	補正予算額 (単位：千円)	主 な 内 容
15.国庫支出金	1.国庫負担金	13,588	子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金 11,900千円 子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金 1,688千円
15.国庫支出金	2.国庫補助金	986,263	特別定額給付金事業費補助金 980,000千円 特別定額給付金事務費補助金 6,263千円

●歳出 999,851千円

事 業 名	内概要説明事業費 (単位：千円)	主 な 事 業 内 容 (主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
特別定額給付金事業	負担金補助及び 交付金 980,000	一人100,000円×見込者数9,800人 980,000千円	総務課
子育て世帯臨時特別給付金支給事業	負担金補助及び 交付金 11,900	一人10,000円×見込者数1,190人 11,900千円	住民課

令和2年度 一般会計専決補正予算(第3号) 概要

●歳入 7,550千円

款	項	補正予算額 (単位：千円)	主 な 内 容
19.繰入金	1.基金繰入金	7,550	財政調整基金繰入金 7,550千円

●歳出 7,550千円

事 業 名	内概要説明事業費 (単位：千円)	主 な 事 業 内 容 (主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
高等学校等就学費用助成事業	負担金補助及び 交付金 7,500	一人30,000円×見込者数250人 7,500千円	企画課

令和2年度 一般会計6月補正予算(第4号)概要

●歳入 72,998千円

款	項	補正予算額 (単位：千円)	主 な 内 容
15.国庫支出金	2.国庫補助金	△35,992	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 17,202千円 子ども・子育て支援事業費補助金 2,474千円 防衛施設周辺の生活環境の整備補助金8条（杓子山南麓森林公園整備） △56,476千円 ※単年から2ヶ年継続事業への振り替えに伴う歳入減額補正
18.寄付金	1.寄付金	100	新型コロナウイルス感染症対策への寄付金 100千円
19.繰入金	1.基金繰入金	108,801	財政調整基金繰入金 108,801千円

●歳出 72,998千円

事業名	内概要説明事業費 (単位：千円)	主 な 事 業 内 容 (主な費用のみ掲載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
文書広報運営事務事業	需用費 38,808	村誌増補版印刷製本費（2,400部） 38,808千円	総務課
地域活性化対策事業	工事請負費 5,794	杓子山南麓森林公園整備工事費（増額見込分） 5,794千円 ※継続費	企画課
児童福祉総務事業	委託料 2,475	幼児教育・保育の無償化に係る業務マニュアル作成業務 2,475千円	福祉保健課
土地改良基盤整備事業	委託料 7,656	用排水路安全施設設計業務 7,656千円	観光産業課
地籍調査事業	委託料 5,102	再調査地区不整合調査業務 5,102千円	観光産業課
地籍調査管理事業	委託料 3,647	忍草字様／木林の一部14条地図作成業務 3,648千円	観光産業課
商工振興事業	負担金補助及び 交付金 6,007	商工振興災害対策資金貸付利子補給金 2,592千円 商工振興災害対策資金貸付保証料補助金 3,415千円	観光産業課
道路維持補修事業	委託料 4,600	村道大割線用地測量業務 3,168千円 村道大割線不動産鑑定業務 682千円	建設課
民安道路改良事業	公有財産購入費 2,177	村道寺久保線用地購入費 2,177千円	建設課
橋梁維持補修事業	負担金補助及び 交付金 2,824	県施工の海沢富士見橋工事費用負担金（増額分） 2,824千円	建設課
四季の杜・おしの公園管理運営事業	工事請負費 3,000	四季の杜・おしの公園内樹木等伐採工事費 3,000千円	教育委員会
災害対策事業	委託料 6,103	忍野村国土強靱化計画策定業務 6,000千円	総務課
教育委員会事務局運営事務事業	委託料 891	忍野中学校GIGAスクール校内ネットワーク改修設計業務 891千円	教育委員会
給食室管理運営事業	負担金補助及び 交付金 1,053	学校給食費補助金（小学校） 627千円 学校給食費補助金（中学校） 426千円	教育委員会
給食室管理運営事業	補償補填及び 賠償金 164	臨時休校による給食食材費損失補償 164千円 ※国庫補助対象事業	教育委員会
幼稚園管理運営事業	委託料 1,848	感染リスク軽減のための通園バス分散送迎費 1,848千円	教育委員会

(継続費の追加)

事 項	期 間	限 度 額 及 び 内 容	担当課
杓子山南麓森林公園整備工事 (橋梁下部工事)	令和2年度～令和3年度	2ヶ年総額 102,669千円 当初単年での工事を予定していたが、南関東防衛局からの予算執行上の要請により、 2ヶ年の継続費に組み替えて工事を実施する。	企画課

議

案

審

議

こんなことが決まりました

承認

●承認第1号
専決処分の承認を求める件（忍野村
税条例等の一部を改正する条例）

●承認第2号
専決処分の承認を求める件（忍野村
国民健康保険税条例の一部を改正する
条例）

●承認第3号
専決処分の承認を求める件（令和2
年度忍野村一般会計補正予算（第1号））

●承認第4号
専決処分の承認を求める件（忍野村
国民健康保険条例の一部を改正する条
例）

●承認第5号
専決処分の承認を求める件（忍野村
税条例の一部を改正する条例）

●承認第6号
専決処分の承認を求める件（令和2
年度忍野村一般会計補正予算（第2号））

以上の6件は、質疑・討論がなく採
決の結果、全会一致で可決されました。

●承認第7号
専決処分の承認を求める件（令和2
年度忍野村一般会計補正予算（第3号））

以上の件は、質疑・討論がなく採決
の結果、賛成多数で可決されました。

賛成議員

堀内 義郎・小林 太伸・渡邊喜久一
田邊 宏哉・大森 浩義・渡邊 隆三
櫻井をさみ・天野 秋弘・三浦 哲朗
天野 弥一

反対議員

渡邊 壽幸

承認第8号

専決処分の承認を求める件（忍野村
後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例）

以上の件は、質疑・討論がなく採決
の結果、全会一致で可決されました。

同意

同意第16号

忍野村監査委員に田邊宏哉議員が選
出され、全会一致で同意されました。

忍野村内野169番地

田邊 宏哉氏

同意第17号

忍野村教育委員会委員に天野繁久氏
が任命され、全会一致で同意されまし
た。

忍野村忍草1606番地1

天野 繁久氏

報告

報告第1号

令和元年度忍野村一般会計継続費繰
越計算書の報告の件

報告第2号

令和元年度忍野村一般会計繰越明許
費繰越計算書の報告の件

報告第3号

令和元年度忍野村一般会計事故繰越
し繰越計算書の報告の件

条例の制定及び一部改正

議案第32号

忍野村長等の給与の特例に関する条例
制定の件

条例の制定の理由

新型コロナウイルス感染症対策に伴
う本村の財政及び地域経済への影響を
勘案し、令和2年11月30日までに限り、
村長、副村長及び教育長の給与を減額
するため。

議案第33号

忍野村国民健康保険税条例の一部改正
の件

条例の一部改正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響に

より収入が著しく減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免について、所要の改正を行う必要があるため。

●議案第34号

忍野村介護保険条例の一部改正の件

●条例の一部改正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した被保険者に係る介護保険料の減免について、所要の改正を行う必要があるため。

●議案第35号

忍野村商工振興災害対策資金貸付条例の一部改正の件

●条例の一部改正の理由

新型コロナウイルス感染症や地震等災害により、急激な経営環境に影響を受けた村内の中小企業者等に対する事業資金融資制度を拡充するため。

●議案第36号

忍野村上水道事業給水条例の一部改正の件

●条例の一部改正の理由

水道法の改正に伴い、忍野村上水道事業給水条例に水道事業者が特定の者のために行う事務に対する対価として、算出・徴収することとなる更新手数料を追加するため。

以上の5件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

補正予算

●議案第37号

令和2年度忍野村一般会計補正予算（第4号）

●議案第38号

令和2年度忍野村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

●議案第39号

令和2年度忍野村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

●議案第40号

令和2年度忍野村介護保険特別会計補正予算（第1号）

●議案第41号

令和2年度忍野村介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

●議案第42号

令和2年度忍野村水道事業会計補正予算（第1号）

以上の6件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

指定管理

●議案第43号

指定管理者の指定について

〔施設名〕

忍野村フィットネスセンター

〔指定管理者〕

シンコースポーツ株式会社

〔指定の期間〕

令和2年7月1日から令和7年3月31日まで

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

議員提出議案

●議員提出議案第1号

忍野村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて

●条例の一部改正の理由

新型コロナウイルス感染症による村民生活や地域経済への影響が深刻化する中、一層の村民支援が必要ことから、令和2年7月1日から令和2年12月31日まで議員報酬を減額する特例措置を行うため。

賛成討論

小林太伸議員

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、村内で観光業、自営業者、民間企業にお勤めの方々の今おかれている状況を考えると、経済支援が一番大切かなと思います。

私たち議員は特別職の公務員です。報酬はどのような経済状況下でも下がる

ことはありません。だから、なおさら自分たちから出来ること、まず、議員報酬を相当期間引き下げて、村民に寄り添わなければ、理解は得られません。村民のために奮闘すべきではないかと思えます。

よって、この条例案に賛成討論とさせていただきます。

以上の件は、質疑がなく討論があり採決の結果、全会一致で可決されました。

●議員提出議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策についての決議

反対討論

田邊宏哉議員

提案されたコロナ対策については、大変重要なことだと思っております。

しかし、議会内において、全員での合議や討論が行われず、数名の議員から出された案件であります。

コロナ問題に対しては、これから長い時間がかかり、議会として合意形成をとり、今後も続投して議会として議していかなければならないと思いますので、これをもって反対討論いたします。

賛成討論

天野秋弘議員

人類が経験したことのない新型コロナウイルス感染症は世界中に甚大な被害を及ぼしています。経験したこと

ない大被害が発生している訳ですから、これに対する対応策も過去に行ったことやこれまでのルールにとらわれることなく、思い切った対策が、しかも急いで実施することが求められています。

これに対して一部に、生活に困っていない人にも支給されるのは不公平ではないかという声がありますが、これは「緊急経済対策」として実施されています。落ち込んだ経済を支えるための支援金であり、この点では貧富の差は不公平の物差しにはなりません。

村長におかれましては、この議会決議を尊重し、村民への給付金支給、悲鳴を上げている事業者への経営継続のための給付金支給の英断を強く求めて賛成討論とします。

以上の件は、質疑がなく討論があり採決の結果、賛成多数で可決されました。

賛成議員

小林 太伸・渡邊喜久一・渡邊 隆三
渡邊 壽幸・櫻井をさみ・天野 秋弘
天野 弥一

反対議員

堀内 義郎・田邊 宏哉・大森 浩義
三浦 哲朗

農業委員会

同意第1号

忍野村農業委員会委員の認定農業者

過半要件の例外規定適用につき同意を求める件

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で同意されました。

同意第2号・同意第15号

忍野村農業委員会委員の任命につき同意を求める件

忍野村農業委員会委員の任期満了に伴う次期委員の任命について、次の方々が全会一致で同意されました。

忍野村内野1794	小林 安德氏
忍野村内野900	渡邊 義輝氏
忍野村内野33217	渡邊 喜康氏
忍野村内野4728	後藤 正昭氏
忍野村内野4840	渡邊 錦也氏
忍野村内野638	後藤 行平氏
忍野村内野473	後藤 照江氏
忍野村忍草81	天野 友泰氏
忍野村忍草254	大森 清栄氏
忍野村忍草1036	大森 義隆氏
忍野村忍草452	大森 丈憲氏
忍野村忍草1400130	渡邊 長二氏
忍野村忍草545	大森 勝保氏
忍野村忍草291111	天野美智子氏

選挙管理委員会

忍野村選挙管理委員会委員及び同補充員に次の方々が指名推薦され、全会一致で決定しました。

【忍野村選挙管理委員会委員】

忍野村内野85813 天野 豊秋氏
忍野村内野652 須山 公憲氏
忍野村忍草83911 大森 信敏氏
忍野村忍草112813 大森 竹二氏

【忍野村選挙管理委員会委員補充員】

忍野村内野222 羽田 太知氏
忍野村内野91011 渡邊 治氏
忍野村忍草900112 堀内喜三雄氏
忍野村忍草1 大森 眞一氏

継続審査

・議会運営委員会委員長
・総務教育厚生常任委員会委員長
・観光産業土木常任委員会委員長
・北富士演習場対策特別委員会委員長

以上の委員会より閉会中の継続審査の申し出があり、全会一致で継続審査となりました。

議会を傍聴しましょう

3階の議会事務局で受付をしていただくと誰でも傍聴できます。
9月定例議会の日程については、議会事務局に問い合わせてください。

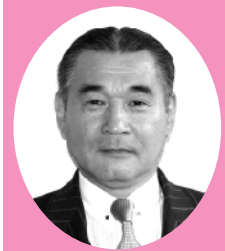
☐お電話でのお問い合わせ

忍野村議会事務局

☎0555-84-3111 ☎0555-84-7780（直通）

ここが
聞きたい!

一般質問



大森浩義
議員

質問① GIGAスクール 構想について

問
い

大森浩義議員

先日行われました6月定例会初日、村長は所信表明において「GIGAスクール構想は新型コロナウイルス感染症以前より掲げられている国の構想であり、小中学校児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す構想で、今回の新型コロナウイルス感染症や災害時における臨時休校の場合でも、自宅にてオンライン授業が可能となるため、学習の遅れの影響を抑えることができるものであり、忍野村の最優先・最重要の課題であると強く認識しております。」と述べられております。

新型コロナウイルス対策も踏まえ、分かりやすくGIGAスクール構想の概要と、本村で重要視している部分の説明を求めます。

答
え

天野正保教育課長

世界情勢の中で、今後はIoT(物のインターネット)に依存した状況になるということを踏まえて新学習指導要領が提示されました。グローバル社会は言い換えればネット社会であります。子どもたちはその世界で生活していかなければなりません。

GIGAスクール構想は、そのための準備として1人1台パソコンやタブレットをもたせ、同時に学校のパソコン環境の設備充実を急務とする施策であります。

本村といたしましては、第6次総合計画の中で、天野多喜雄村長は「世界で活躍できる人材の育成」を掲げ、それを受けまして教育委員会といたしましては「地域を支え、世界に貢献できる人材の育成」を目標にしています。

GIGAスクール構想は、勉強のためのマストアイテム(必需品)である教科書、ノート、鉛筆等と同等の必需品となるパソコン(・タブレット)を1人1台支給し、操作の仕方や使い方を学び、さらに、ネットを通して情報を発信したり、情報を得たりする能力を身に付けさせ、グローバル社会・ス

マート社会に対応できる児童・生徒を育成するための取り組みであります。

また、GIGAスクール構想は、当初小学5年生から6年生、及び中学1年生を対象としておりましたが、本年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、対象は小学1年生から中学3年生まで拡大され、本年度中の事業完了という当初の計画よりかなり短縮されたスケジュールが示されました。

全校の児童生徒の2/3の約600人が補助対象であり、1/3の約300人は単独事業で実施予定であります。繰り返しになりますが、村長の所信表明にもありましたとおり、今回の新型コロナウイルス感染症や災害時における臨時休校の場合でも、自宅にてオンライン授業が可能となるため、学習の遅れの影響を抑えることができるものであり、忍野村の最優先・最重要の課題であると強く認識しております。

予算につきましては、現時点ではLAN整備や電源キャビネットの工事費を繰越明許予算で計上しており、更にはLAN整備工事に伴う設計業務を本議会の補正予算に計上しております。

今後におきまして、パソコン(・タブレット)端末購入費やソフト関連費用及びICT支援員費用など多額の予算が必要であり、補助金の有効活用はもちろんでありますが、村単独費用の投入を視野に入れる中で、事業推進を図っていくものであります。

議員の皆様方には、本事業の趣旨を充分にご理解いただく中で、早期実現

を目指してまいります。

再質問

大森浩義議員

事業実施に係るパソコン(・タブレット)購入費用を含めた総事業費及び児童生徒一人当たりに必要な経費について答弁を求めます。

また、GIGAスクール構想の予算措置を含めた今後の予定について答弁を求めます。

次に、家庭及び学校のICT環境についてであります。

本事業を実施するうえで本村の実態を把握することは不可欠なことであります。過日、教育委員会として小学校及び中学校のご協力を頂く中で、各家庭におけるICT環境のアンケートを実施したと聞き及んでおります。

その結果と、小中学校における現時点及び今後のICT環境について答弁を求めます。

答
え

天野正保教育課長

今後、事業実施に係るパソコン(・タブレット)購入費用を含めた総事業費及び児童生徒一人当たりに必要な経費についてであります。本年度はパソコン(・タブレット)小中学校児童生徒数約900台、各クラス分大型モニター、マウス等周辺機器、セットアップ費用、無線LAN各種工事、ソフト関連費等事業実施に向け多岐にわたる費用を予定しております。

中でも、パソコン(・タブレット)

端末につきましては高品質な製品にも対応できる予算を想定するなかで、上記内容を合計いたしますと、現時点の概算であります。本年度は総額約1億7千万円程度の支出を予定しております。児童生徒はおよそ900人でありますので、総額に対する一人当たりの経費は約18万9千円であります。

もちろん国庫補助金も見込んでおりますが、今回の新型コロナウイルス感染症や災害時における臨時休校の場合でも、自宅にてオンライン授業が可能となるため、学習の遅れの影響を抑えることができるものであり、財政が厳しい折ですが忍野村の最優先・重要な課題であると強く認識し、村単独費用も積極的に投入してまいります。

次に、予算措置を含めた今後の予定についてですが、現時点ではLAN整備や電源キャビネット工事費2343万円を繰越明許予算で、更にはLAN整備工事に伴う設計業務89万1千円を本議会の補正予算に計上しております。

今後におきましても、前述にもありますとおりパソコン（・タブレット）端末購入費やソフト関連費用、及びICT支援員費用など多額の予算が必要となります。補正予算をお願いするものであります。本事業の趣旨をご理解いただく中で早期実現を目指してまいります。

最後に、小中学生の各家庭におけるICT環境のアンケート結果であります。パソコン・タブレット・スマートフォン等を含め、9割以上のご家庭

がWiFi等のインターネット環境があるとの回答をいただきました。WiFi等のインターネット環境が整っていないご家庭につきましても、改善策を検討する中で対応してまいります。

また、学校のICT環境であります。小学校各クラス及び体育館、中学校各クラス及び体育館、ふれあいホール、また、村民体育館にはWiFiが設置されております。

しかし、現時点では小中学校全体で同時には限られた台数しか使用できませんので、できる限り同時に多くの児童生徒が使用できるよう、その環境を整えるべく本年度中に整備してまいります。

再々質問

大森浩義議員

今後、事業実施に係るパソコン（・タブレット）購入費用を含めた総事業費について答弁を求めましたが、総事業費について現時点の概算で本年度は総額約1億7千万円程度の支出を予定している。また、予算措置については本事業の趣旨をご理解いただく中で補正予算をお願いし、早期実現を目指してまいりますとの説明がありました。また、WiFi等のインターネット環境が整っていないご家庭につきましても、改善策を検討する中で対応するとのことあります。

教育課長の2回にわたる答弁により、本村におけるGIGAスクール構想の重要性及び緊急性を十分に理解したと

ころであります。

最後になりますが、今回の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえる中でGIGAスクール構想について、村長自らの言葉で本事業に対する意気込みをご答弁いただき質問を終わります。

答 え

天野多喜雄村長

先日行われました6月定例会初日の所信表明においても述べていただきましたが、GIGAスクール構想は新型コロナウイルス感染症以前より掲げられている国の構想であり、小中学校児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す構想で、今回の新型コロナウイルス感染症や災害時における臨時休校の場合でも、自宅にてオンライン授業が可能となるため、学習の遅れの影響を抑えることができるものであり、忍野村の最優先・重要な課題であると強く認識しております。

繰り返しますが、世界情勢の中で、今後はIoT（物のインターネット）に依存した状況になるということとを踏まえて新学習指導要領が提示されました。

グローバル社会は言い換えればネット社会であります。子どもたちはその世界で生活していかなければなりません。GIGAスクール構想は、そのための準備として1人1台パソコンやタブレットをもたせ、同時に学校のパソコン環境の設備充実を急務とする施策

であります。

本村といたしましては、第6次総合計画の中で、「世界で活躍できる人材の育成」を掲げております。

また、GIGAスクール構想は、当初小学5年生から6年生、及び小学1年生を対象としておりましたが、本年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、対象は小学1年生から中学3年生まで拡大され、国としても重要課題と位置付けております。

本案件におきましては、私といたしましても文部科学省の構想段階より、本村の重要事業であるとの思いから、教育委員会及び関係部局と積極的に協議を行ってまいりました。

議員の皆様方にはこのような状況であります。本事業の趣旨を充分にご理解いただく中で、事業実施につきましては早期実現を目指してまいります。

ここが聞きたい!

一般質問



堀内義郎
議員

質問① 未就学児童の支援策 について

問 い 堀内義郎議員

新型コロナウイルス対策として、高校生に對しましては、毎年3万円の支援を、小・中学生に對しては、緊急的な休校などに備えて全小・中学生に對して、タブレットの環境整備を準備中と伺いましたが、未就学児童への支援策に對してはどのような取り組み、対応をお考えかを聞かせてください。

答 え 後藤正美総務課長

未就学児童の支援策ですが、対象者は約800人おります。
既に実施している「高校生等就学費助成事業」と「臨時休校時でもオンライン授業が可能な児童生徒1人1台端末を整備する、GIGAスクール事業」これら事業とのバランスや、国や県の実施事業、執行財源、先進自治体の取組事例など、現在、制度設計作業を早急に進めているところであり、公表できる時期が来ましたら、村民皆様を始め

議会の皆様方へご説明いたします。

再質問 堀内義郎議員

只今、総務課長より未就学児の支援策に對して答弁をいただき、その中で「高校生等就学費助成事業」と「GIGAスクール事業」とのバランスや国や県の実施事業、執行財源、先進自治体の取組事例など、制度設計作業を早急に進めているところのことでしたが、現時点での先進自治体や近隣市町村の取組状況を教えてください。

答 え 後藤正美総務課長

新型コロナウイルス感染症対策の現時点での先進自治体や近隣市町村の取組状況をとのご質問ですが、6月19日時点の山梨県内各自治体の事例を「自治体ホームページ」や「新聞報道」で情報収集しました結果を提出させていただきますましたのでご覧いただきたいと思ひます。

県内27市町村中の10市町村、このうち近隣は都留市と富士河口湖町について、範囲が中学生以下など未就学児のみではありませんが支援の計画をしております。

再々質問 堀内義郎議員

いただいた資料を見る限り、未就学児を対象とした支援に對しては少なう感じました。

私は、色々な形で助成を行つていくことは有効な手段の一つであると考えますが、支援対策として現金給付する場合に對してはその財源が確保されているかが重要な要件と考えています。

先日新聞折込で「忍野村は、自由に使えるお金が約20億円あります」と書かれていました。村から支出されるお金入つてくるお金、差引として支出が多ければそれを補つための財源が必要になります。私は補つための財源として自由になるといわれているお金があり、そのお金を財源に充てるものと理解しています。自由に使えるお金が無くなれば借り入れをしなければならなくなり、将来忍野村を背負つていく子供たちが負担をしていかなければならないのではないかと考えてしまひます。

この新型コロナウイルス感染症対策として村長は色々な形で支援や助成を行つて来たと思ひますが、今後さらなる支援や助成を行う上での執行財源に對する考え方がありましたらお聞かせください。

答 え 後藤正美総務課長

新型コロナウイルス感染症対策の今後さらなる支援や助成を行う上での執行財源に對する考え方をとのご質問ですが、先ほどの答弁で6月19日時点に

おける山梨県内各自治体の事例を提出させていただきました。各自治体の取組事例を拝見しますと、内閣府が發出している「新型コロナウイルス感染症に對應の地方創生臨時交付金の活用事例集」の類似している事例が多く見受けられます。

一般的にこの自治体でも財政運営上、事業の執行には、国や県のいわゆる依存財源を充て、可能な限り自主財源を充てないよう運用していると思ひます。特に、この新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金は、地方が創意工夫を凝らし、その地域に對する事業展開ができる交付金でありますので、今後の支援や助成事業の展開に於ては、この交付金を最大限に有効活用して参りたいと考えております。

質問② 高齢者の健康福祉に ついて

問 い 堀内義郎議員

村長の所信表明にて、村民福祉の向上を目指し創意工夫を重ね、安心・安全で明るく健康な村づくりを目指して参りますとおっしゃいました。

そこでお尋ねしますが、健康寿命を延ばす為にどのような取り組みをされていますか。または、どのような取り組みをお考えか、お聞かせください。

答え 渡邊 誠福祉保健課長

健康寿命を延ばすための取り組み状況と、その考えについてであります。忍野村では、5カ年計画である「忍野村健康増進計画」、3カ年計画である「忍野村高齢者保健福祉計画」を基に、各種事業を実施し、その充実と成果の向上を図っています。

具体的には、壮年期からの取り組みとして、「基本健康診査、各種がん検診、歯科検診の実施」、「メタボリック症候群該当者への個別指導」、「生活習慣改善のための栄養・運動・リラクセス教室、健康相談の開催」、「健康知識普及と啓蒙のための広報への記事連載」などがあります。

また、高齢者に対しましては、いつまでも健康で過ごせるための介護予防対策の事業を重点的に実施しています。具体的には、運動機能の維持増進を意図とする「からだ元気教室、フィットネスセンター」で実施している「貯筋会」の開催、認知症予防対策としての「脳若返り教室」の開催、閉じこもり対策としての「はつらつサロン」の開催、社会福祉協議会委託事業としての「ここにこ教室、たいそう教室、ゲートボール大会」の開催、「いきいきバス旅行」の実施、住民主体の通いの場として実施している「いきいき百歳体操」などがあります。

さらには、高齢者の健康相談として、忍野村地域包括支援センター職員による出張相談や包括的な相談業務を実施し、相談内容の対応に努めています。今後の事業展開ですが、次期「忍野村

健康増進計画」、「忍野村高齢者保健福祉計画」の策定に際し、現行計画の成果の十分な検証と修正を行い、高齢者は元より、村民一人ひとりが心も身体も健やかに送れる村づくりを更に進めて行く必要があると考えます。

再質問 堀内義郎議員

只今、課長より健康寿命を延ばすための取組と、いつまでも健康で過ごせるための介護予防対策について具体的に教えていただきました。福祉保健課では健康寿命を延ばすために様々な事業を行っていることが分かりました。

特に今年は、新型コロナウイルス感染症が流行し、その対応策として外出の自粛や人が多く集まる場所への参加禁止、更には会議や集会、イベント等が軒並み中止となり、家に閉じこもる人たちが多く見受けられました。

私も今年で60歳となり、身近なお年寄りや普段元気な高齢者などから「今回のコロナウイルスにより友達と話すらできない」、「会うこともままならない」との声を多く聞きました。そこで今一番考えていただきたいのが、コロナ対策も視野に入れた中で2〜3人もしくは4〜5人程度の少人数が集える場所「ミニユニティスペース」を検討していただくことはできないでしょうか。

答え 渡邊 誠福祉保健課長

「少人数が集えるミニユニティスペースの検討」についてであります。村では従前より内野、忍草両老人福祉センターで高齢者の様々な活動での利用

に対して施設開放してきました。

この利用につきましては、各公共施設同様、最低利用人員などの制限はなく、堀内議員ご提案の高齢者の集いの場として、少人数でもご利用できる受入れ態勢になつています。

また、老人福祉センターをはじめ各公共施設は、地域コミュニティの萎縮を防ぎ、住民の健康増進のため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で6月1日より開放しています。

地域コミュニティは、人びとの災害時等における共助と連携を強めるため、住民の皆様にも広く老人福祉センターなど各公共施設をご利用いただき、地域力の向上を図っていただければ幸いです。

再々質問 堀内義郎議員

今、福祉保健課長より各公共施設には使用人数の制限が設けられていないため、集いの場として有効利用できるのではとの提案をいただきました。

確かに内野、忍草、平山の各地区にはミニユニティセンターがあり、また内野、忍草地区には老人福祉センターもあります。内野地区も忍草地区もミニユニティセンターと老人福祉センターは同じような場所にあるため、行くことが困難な老人もいます。

そこで、各公共施設まで行くことが困難な老人のために小規模な集いの場所を設置することは難しいことですか。私は、老人の集う場所を提供することにより健康寿命を延ばすための取組の一つになるのではないかと考えていますが、村としての考えをお聞かせください。

さい。

また、「ここにこ教室」のように食事の提供を伴う行事などの機会を増やしていただくことは可能でしょうか。

答え 渡邊 誠福祉保健課長

堀内議員ご提案の「少規模な集いの場の設置」による健康寿命の延伸や地域コミュニティと共助の活性化など、その有効性は認識しているところです。

そこで、他の自治体の活動事例などを拝見いたしますと、そのほとんどが自主運営になつています。そのため、組織の立ち上げ方や場所の確保などの課題を洗い出し、本村に合う集いの場について検討して参ります。

また、食事の提供を伴う行事などの機会の充実につきましても、事業の必要性などを考慮した上で実施して参ります。

質問③ 忍野村の観光振興等について

問い 堀内義郎議員

天野多喜雄村長は就任当時、「観光振興や農業にも力を入れていき、儲かる農業を目指したい」と訴えていたと記憶しています。そこで次の2点について質問します。

1点目、農業振興策の一つとして内野原地区内の道路整備を行い大型車両の通行を確保し、農産物直売所を設置

して地元農産物の流通拠点としての整備を施策として掲げていましたが、現在までの進捗状況と今後の予定を教えてください。

次に2点目ですが、村では観光案内の拠点として観光協会案内所を忍野八海の中心部である「ひのでや」交差点角に整備して業務を行っています。現在観光案内所で行っている業務内容と従事者数（協会職員と臨時・アルバイト職員）及び観光産業課と観光協会との位置付け、業務分担・事務分担についても教えてください。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

1点目につきましては、平成30年度に新名庄川公園構想の一部として、構想図を作成しました。今後は構想図を基に具体的な整備計画の検討をしていく時期にあります。また、検討にあたっては、整備後の運営形態等ソフト面も同時に検討していく必要があるなど課題の整理も必要となることも想定され、関係機関、部署との協議を進めていくことを考えております。

次に2点目の観光案内所の業務内容につきまして、総合的な観光案内はもとより、観光協会加盟団体（民宿組合・旅館組合・商店）の事務を行っています。

具体的には、観光案内、観光客誘致宣伝、観光キャンペーンの参加、イベント参加、学生団体等の受け入れ等の内容で、従事者数については、観光協会の嘱託職員3名、アルバイト3名の6名です。

観光産業課では、山梨県や富士五湖

観光連盟、交流自治体である杉並区、広域の自治体、と連携し各関係団体等の観光全般の業務を行っています。観光協会の運営については、忍野村からの補助金などで運営しており、富士五湖観光連盟に加盟しております。

再質問 堀内義郎議員

1点目の農業振興策については、平成30年度に新名庄川公園構想の一部として構想図を作成したとのことですが、その構想図の提出をお願いします。今後は、その構想図を基にして具体的な整備計画を検討していくとのことですが、新名庄川公園構想から既に2年余りが経過していますが、観光産業課長として現段階でどのような構想を描いているのかを教えてください。

次に2点目ですが、今の答弁で観光協会が行う業務、観光産業課が行う業務については分かりました。観光案内所の業務として観光案内、観光客誘致宣伝、観光キャンペーンの参加、学生団体等の受入等を嘱託職員・アルバイトの6名で行っているとのことですが、平成30年度及び平成31年度の観光案内所の業務として実施した事業内容、実施回数、参加人数及び開催場所を教えてください。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

1点目につきましては、構想図を提出いたします。村の都市計画マスタープランが策定され、土地利用の考え方に一定の方向が付いたと考えております。その中の観光に関する方針は、村

の観光を底上げするために、忍野八海・高座山・杓子山南麓・原地区を新名庄川・高座山を中心に村を横断する水と農による交流を軸にした構想を考えております。具体的には、水辺に近い河川整備、農産物等を直売できる施設の整備、農業用機械のレンタルなどができる環境整備、忍野八海・高座山・杓子山南麓・原地区などを結び小道、散策道などのトレイルとしての動線の整備を検討していくことが考えられます。

次に2点目につきましては、観光協会の平成30年度及び令和元年度事業報告の写しを提出いたします。

再々質問 堀内義郎議員

1点目の農業振興策については、村のマスタープランが策定されたことにより、水と農を交流軸とした構想を考えているとのこと、また農産物等を直売できる施設整備も検討していくとのことなので、今後の進捗状況にも注視していきたいと思っております。

そこで1点お聞きします。今、課長が答弁された施設整備の検討は今後実現の見込みがあるのでしょうか、それとも絵に描いた餅で終わる計画なのか課長の考えを教えてください。

次に2点目の観光案内所についてですが、3点お聞きします。

1点目として、提出いただいた事業報告書の中を見ると誘客を行う手法としては商談会が最も有効的と考えますが、旅行代理店等との商談会に2年間一度も参加しなかった理由を教えてください。

2点目として、「忍野村観光協会」は

現在法人化されているのですか。もし、法人化されていないければ法人化についてどの様に考えているのか教えてください。また、各法人組織と同様に事務局長を置いているのか、置いていない場合は今後どの様に考えているのか教えてください。

3点目として、予算上では村から観光協会へ運営費等の補助を行っていると思いますが、観光協会へと支出している金銭の使途や支払い状況などの確認は誰がどのような形でやっているのか教えてください。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

1点目の「農業振興策について」につきまして、私の考えは、画餅に終わらせない努力・検討をすることにあると考えております。

2点目の「観光案内所について」の1点目の理由につきましては、提示することはできませんが、過去を検証すると過去5年間で1回の実績を確認できました。議員ご指摘のとおり、有効性を見極めながら、今後、参加について検討してまいります。

2点目の「観光案内所について」の2点目の法人化につきましては、現在法人化されていません。今後法人化していくことの必要性を検討する時期にはあると考えております。事務局長は、観光産業課長が兼ねております。

2点目の「観光案内所について」の3点目、観光協会へと支出している金銭の使途や支払い状況の確認は、観光協会と観光産業課で支出に関する稟議文書と関係書類により行っております。

ここが聞きたい!

一般質問



田邊宏哉
議員

質問① 忍野村商工振興災害対策資金貸付条例について

問 い 田邊宏哉議員

忍野村商工振興災害対策資金貸付条例について伺います。

新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、村内商工業者においても大きな影響を受けており、経営者は事業の継続を行うために数ある事業資金融資制度の中から最適な融資制度を選択しなければなりません。

今回、忍野村商工振興災害対策資金貸付条例の一部改正がございました。つきましては、一部改正に至る経緯、改正後を含んだ制度設計について説明を求めます。

答 え 渡邊 仁 観光産業課長

今回、忍野村商工振興災害対策資金貸付条例の一部改正をお願いしたところですが、この条例は、本年3月議会

に上程可決いただいた条例について、拡充をするものです。

本年5月に新型コロナウイルス感染症に伴う村内中小企業等に被害状況の調査を実施いたしました。南都留中部商工会加盟の事業所等に調査をお願いし、回収率にして24.5%、46の回答をいただきました。

回答内容を整理すると、売上の前年同月比の当月を含む3か月見込みについて、20%を越えると同答した方の割合が78%に達し、また、忍野村観光協会より情報提供いただいた、宿泊キャンセルについては、2万4千人、1億9千万円を超えるものでした。

3月時点での当該条例においては、保証料については、10万円を限度して2分の1以内で、利子については、5年間10万円を限度として70%以内で制度設計しましたが、前段を鑑みて、保証料、利子ともに全額を補助することを検討し、本定例会に上程したものです。

融資及び補助の流れを申し上げますと、山梨中央銀行、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、都留信用組合の各取

扱金融機関に当該融資の相談・申し込みをしていただくことから始まります。直接村が融資するわけではなく、各金融機関を通じての融資となります。その後、商工会、信用保証協会の審査を経て、融資となり、その後村へ保証料・利子の補助申請に至ります。

また、今回の改正内容は、令和2年4月1日に遡及適用いたしますので、既に補助申請をしている方たちも今回の改正内容を適用いたします。

再質問 田邊宏哉議員

本条例改正では、各金融機関等で発生する保証料を全額、利子については、5年間に限り全額を補助するという、借り方には大変魅力的な改正内容であります。

しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大の収束がいつになるのか、先のない状態が続く、収入が見込まれないまま、この融資制度を利用する決断がなかなかできないこともあると考えられます。答弁にも観光業者の宿泊キャンセルのアンケート結果の報告がありました。業者によつては本年の収入を見込んで多額の設備投資をした方や今後の事業継続するための費用をどう工面するか悩んでいる方が多くいらっしゃると思います。

今回の新型コロナウイルス感染症感染拡大に係る経済対策は、制度が多岐

にわたり、名称も複雑であり、住民の皆様も慣れない手続きに大変苦労されていると考えられます。

つきましては、村の今回の改正案を含め、新型コロナウイルス感染症感染拡大に係る経済対策の概要の説明を求めます。

答 え 渡邊 仁 観光産業課長

今回の条例改正案を含め、資金繰り支援等の経済対策につきましては、売上高の前年比の算出が第一段階となります。売上高の5%から、段階的に10%、20%以上という減少幅に応じて、融資の利用可能内容が決まります。

本村の商工振興災害対策資金貸付は、いわゆるセーフティネット4号と同様に前年同期に比して20%以上の減少が見込まれる方を対象としております。

前年比50%以上の減収が見込まれる場合には国の持続化給付金の検討も考えるべきであると考えられます。また、国の制度には従業員の雇用を確保するための雇用調整助成金、家賃保証に係る給付金が別に用意がございます。

議員ご指摘のとおり、制度は多岐にわたり、名称も複雑であります。国としては、このような内容に対応すべく、中小企業、小規模事業者のための相談窓口を富士吉田市内に開設しており、当課としましても、南都留中部商工会への案内と合わせて、国の経営相談所

である「よろず支援拠点」を案内しております。

当課といたしましては、今後、打撃を受けた観光業を中心に、以前のような賑わいを取り戻す方策を観光協会とともに考えていくことが必要であると考えております。

再々質問

田邊宏哉議員

山梨県におけるコロナウイルス感染症患者数は、人口10万人当たりで計算すると全国で感染率が上位にランクされており、6月19日は越境観光が開始され、国内観光客が山梨県を訪れます。世界経済は感染症の拡大でインバウンド需要は期待できません。事業者は、ワクチンや特効薬の開発が完了するまで不安を抱えながらの経営が続きます。また、今回の改正は、既に申し込みを済まされた方にもさかのぼって適用されると、答弁にもございました。

事業を今後も継続するうえでこの制度を上手に運営するためにも、相談窓口の開設を要望し、この制度の補助の規模、村民への周知方法を質問し、私の再々質問とします。

答 え 渡邊 仁 観光産業課長

前にも述べましたが、制度の複雑多岐は如何としたいことでもあります。当課としましては、その窓口として

の機能を発揮すべき取り組んでまいります。

補助の規模は、満額1千万円として、保証料については、融資を受ける方によりますが、概ね30万円、利子については、5年間を限度しておりますので、概ね40万円の補助を見込んでおります。

今後、南都留中部商工会、各金融機関には、可決いただきましたらすぐにご説明に上がる準備をしております。

また、事業者の皆様には、ダイレクトメールにて制度改正の概要をお知らせするとともに、各種経済対策についてのお知らせを併せてしていきたいと考えております。



ここが聞きたい!

一般質問



天野弥一議員

質問① 地方自治法について

問 い 天野弥一議員

議会制民主主義とは住民に選ばれた代表者が議員となり、議会で話し合つて政治を行うものであると認識します。が宜しいでしょうか。答弁を求めます。

次に、地方自治法について答弁を求めます。地方自治法第89条、96条、99条、101条並びに102条は、どういふ法律が執行部より答弁を求めます。

答 え 後藤正美総務課長

1点目の議会制民主主義の見解ですが、議員おっしゃるとおりでございます。

2点目の地方自治法第89条、96条、99条、101条、102条の各条項についてですが、第89条は「普通地方公共団体への議会設置規定」、第96条は「議会の議決権規定」、第99条は「地方議会

の当該地方公共団体の公益に関する事件について意見書を国会または関係行政庁に提出することができる規定」、第101条は「議会の招集手続に関する規定」、第102条は「定例会・臨時会及び会期に関する規定」であり、執行者と議会の各々における地方自治上の相互関係などを規定する法律であると認識しております。

再質問 天野弥一議員

地方自治法第96条普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならぬとして、1項から15項が定められています。

最近、自治体の統治構造を表現するために、「二元代表制」という用語が広く使われています。二元代表制において、村長と議会が緊張関係をもちつつ、議会が多様な意見を反映し、住民との結びつけを強めつつ、公開の「討議」によって、組織・機関としての活動を活性化し、民主主義を強化することこそが村長の権限濫用に対抗する手段となり、住民の声が議員を通して議会で

議論されるものであると認識します。いわば議会は日本国憲法並びに地方自治法で定められた「権限」を有します。執行部の答弁を求めますが、議会招集を議員有志が求めた件につき新聞紙上で大きく取り上げられましたが、総務課長は議会招集等につき、その認識がなかったのか伺います。

答 え 後藤正美総務課長

地方自治法の規定に基づく議会の権限や議会の議決事項、議会と執行部との関係などですが、天野議員のおっしゃるとおりでございます。

次に議会招集についての認識はどのことですが、招集に係る地方自治法第101条など関連規定は、認識しているつもりでございます。

再々質問 天野弥一議員

令和2年忍野村議会第1回臨時会議で、専決処分した理由に、「議会の招集する時間的余裕がないため、専決処分したものである」とありますが、時間的余裕は十分あったものであると認識します。村長に「提言書」を提出しましたが、何ひとつ協議することなく、議会開会を放棄し、更に専決処分を繰り返しました。

私共はコロナ禍の恐怖に怯える村民の不安を取り除き、自粛を余儀なくさ

れている状況を給付金支給により緩和したいという共通認識で、「緊急提言」したものであります。私共の認識と村長の認識は著しく乖離しています。結果として議会の機能を封じ込めるという異常な事態が発生し、新聞紙上に大きく取り上げられました。

それでは専決処分、議会の招集権につき村長に答弁と利益についての説明を求め、再々質問とします。

又、総務課長に伺います。専決処分、議会の招集権並びに新聞記事につき、どのような認識であるのか。どのように村長を補佐しているのか伺い、改めて答弁を求めます。

答 え 天野多喜雄村長

専決処分・議会の招集権につき答弁と利益についての説明をとのことでございますが、専決処分は議会が議決あるいは決定が得られない場合における長の補完的手段であり、議会の招集権は一般的には長に専属する権限であると承知しております。また、これらはある一定の要件に該当する場合において、客観的な理由のもと確定することができる場合とも承知しております。

常日頃私が発言しております「執行部と議会は車の両輪の如く」とおり、議員も執行者も住民の代表であり、この両者が円滑に動かなければ、地方自治の根源である住民福祉サービスの向

上は図れません。

私は、これまでも権限であるからといって、これを独断で行ってきたことではないと認識しております。その都度必要に応じ、議会のみなさまにご説明申し上げ、ご理解をいただいていたつもりでございます。今後も真摯な行政運営に取り組んで参ります。

答 え 後藤正美総務課長

専決処分・議会の招集権・新聞記事につきどのような見識であるのか、どのように村長を補佐しているのかとのご質問でございますが、専決処分・議会の招集権については、只今の村長の答弁のとおりでございます。

地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保証することを目的とするものであり、執行部と議会の円滑な相互関係を築き、もって住民全体の福祉向上に努めるものであると認識しております。

新聞記事についてですが、他の自治体における支援策等は、日々情報収集に努めており、忍野村としての地域特性や財源の特性を踏まえ、より効果的な施策の検討を行っております。

どのように村長を補佐しているのかでございますが、村長とは、常に行政運営に関するほぼすべての事柄について、常に情報共有や意見交換など行わ

せていただいております。

質問② 新型コロナウイルス 対策関連について

問 い 天野弥一議員

先の3月定例議会一般質問での新型コロナウイルス対策関連について執行部に答弁を求めます。

3月定例議会以降、4月16日に政府は特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令し、5月25日に解除しました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の猛威は依然衰えることなく3密はじめ自粛を余儀なくされ、国民一律10万円の特別定額給付金、事業持続給付金等々あらゆる対策が講じられています。

私は忍野村観光協会会長を長きに亘り努めさせていただきました。そこで、「新型コロナウイルス感染症に伴う観光協会加盟店営業被害状況調査」を実施し、集計表を作成しました。本来であれば行政いわゆる観光産業課でスピード感をもつて調査し、実態を把握し、早急に対策を講じるべきであると認識します。執行部より答弁を求めます。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

忍野村観光協会において、「新型コロナウイルス感染症に伴う観光協会加盟店営業被害状況調査」を実施につきましては、了知しており、集計後、観光協会より情報提供をいただきました。

観光産業課におきましては、ほぼ同時期に「新型コロナウイルス感染症に伴う村内中小企業等経営被害状況調査」を実施しました。この調査は、観光協会加盟店のみならず、南都留中部商工会加盟の事業者を対象としました。調査内容も観光協会実施の調査とは異なり、売上の減少を率にて調査することに主眼を置いた調査としました。

観光協会と観光を含む産業振興を担う当課は、事業推進等について、車の両輪であり、緊密な協力・連携を求められていると考えております。今回の調査については、期せずして同時期に行われましたが、それぞれがそれぞれの守備範囲を力バードしたと思います。

ただし、時期については、議員ご指摘のとおり、逸した感が否めません。今後、ご指摘を肝に銘じ真摯に対応いたします。

村で実施した調査結果、観光協会から情報提供いただきました調査結果から、本議会に提案しました「忍野村商工振興災害対策資金貸付条例」につきまして一部改正を上程いたしました。

再質問 天野弥一議員

観光産業課長より答弁をいただきましたが、観光協会で被害状況を調査するのではなく、本来であれば、村長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部が迅速に調査し、国の特別措置法に基づく「持続化給付金」につき、事業者の窓口として指導助言するものでないでしょうか。

村条例の一部改正も必要であるが、「給付」と「貸付」には大きな違いがあります。観光協会の調査集計表は個人情報保護法の観点から私が読み上げます。

又、村長に伺います。私が再三にわたる「村民に一律現金給付」について提言しましたが、その都度「ファナック、自衛隊」という言葉を強調されていましたが、何か問題でもありませんか。問題があればこの場でコメントして下さい。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

村長発言は、村内の産業構造を勘案していることに言及していると理解しております。

再々質問 天野弥一議員

6月定例議会において、私共の議員提案につき、「新型コロナウイルス感染症拡大対策」として「村民一律現金給付」

「中学生以下の全ての子供に一律現金給付」、「経済損失による事業継続のための給付金」につき賛成7名反対4名で可決されました。こういう時こそ地方自治法で定める「専決処分」により全村民を支援するべきでないでしょうか。新型コロナウイルス対策本部長として如何ですか。

観光産業課長は再質問で、村長の発言は村内の産業構造を勘案していることを言及していると理解しておりますと答弁していますが、産業構造とは如何なるものであるのか詳細な説明を求めます。

この時期に「ファナックだから自衛隊だから」ということ自体が、私共の「緊急提言」と著しく乖離しているのです。観光産業課長並びに村長の答弁を求めますが、特に村長におかれては、財政の定義と機能、ファナックと自衛隊につき、答弁を求めます。

答 え 渡邊 仁 観光産業課長

観光産業課長といたしましては、観光協会とともに今後の対応を検討していくこととしております。

再質問の産業構造は就業形態と置き換えることも可能であると考えます。財政は歳入歳出予算に基づく自治体の経済活動であり、経済の安定化に資する一面を持っていると認識しております。

質問③

農地法について

問 い

天野弥一議員

先の3月定例議会一般質問で小学校建設に関して執行部より答弁を求めます。

当時の教育課長から「移転登記すべく事務を進めております」並びに「地目変更と用途廃止は今後は正して参ります」と答弁いただきました。進捗状況について執行部より答弁を求めます。併せて、忍野村施設及び農地法について答弁を求めます。

当時の総務課長から「地目変更につきましては今後は正して参ります」又、「職員等の配置に問題がある」と答弁いただきましたが、地目変更並びに職員等の配置につきどのようには正されたのか、進捗状況と併せて答弁を求めます。

答 え

天野正保教育課長

移転登記につきましては、3月定例議会での答弁のとおり、司法書士の先生に専門的な部分を依頼するなどして、現在事務を進めているところでございます。

また、地目変更と用途廃止は、事業執行に支障がきたさめよう進めてまいります。

答 え

後藤正美総務課長

「農地法について」のご質問中、公共施設の地目変更並びに職員等の配置に関する是正と進捗状況についてお答えいたします。

公共施設の地目変更についてですが、4月職員定期異動後に懸案事項の早期処理など、これまでの進捗状況や今年度の事務分担など打ち合わせを行っております。

対象土地の洗い出しは済んでおりますが、他の所管事務に多忙を極めており、手が回っていないのが現状であり、大変ご心配をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

今後、この事案処理を早期に処理していくため、委託業務など改めて検討を行いまして、鋭意事務を進めて参りますので、今後とも天野議員のご指導よろしくお願い申し上げます。

なお、「職員等の配置に問題がある」と前回定例会に当時の総務課長が答弁したとのことですが、議事録を確認しましたところ「職員等の配置を考慮して進めて参ります」と答弁しており、4月の定期異動で実行しておりますので、ご理解いたします。

再質問

天野弥一議員

農地法並びに地目変更等について答弁いただきましたが、「忍野村公共施設一覧」という表題で、施設名、地番、地目、地積、所有者等全てが一目でわかる資料を提出して下さい。

答 え

後藤正美総務課長

「忍野村公共施設一覧」の資料要求がございましたので、別紙のとおり提出いたしますので、ご確認ください。

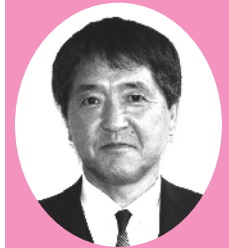
再々質問

天野弥一議員

農地法並びに地目変更等については、一覧表をいただきました。速やかに事務処理されますよう要求し、答弁は結構です。

ここが聞きたい!

一般質問



天野秋弘
議員

質問① 特別定額給付金と村独自の給付金について

問 い 天野秋弘議員

特別定額給付金の18日送金後の実績を教えてください。

特別定額給付金の最終期限を教えてください。

特別定額給付金の国からの交付金が余った国に返すのか教えてください。村長は村独自の給付金一律支給について、難色を示していますが、その理由をお聞かせください。

また、「本当に困っている人に使いたい」との考えも語っていると思いますが、「本当に困っている人」を認定する方法について教えてください。

次に、高校生への就学援助金3万円の支給と、子育て世帯への子ども1人あたり1万円の給付金支給については、国の制度や国の交付金を活用しているものであり、村単独事業ではありません

答 え 後藤正美総務課長

んね。

まず特別定額給付金の6月18日現在の給付実績とのことですが、対象世帯数4086世帯、給付済み世帯数3678世帯、給付済み額9億1800万円、94.1%の給付率であります。

ご参考までに本日6月25日現在の実績見込についてもお知らせします。対象世帯数4086世帯、給付見込世帯数3733世帯、給付見込額9億2800万円、95.1%の給付見込率であります。

最終期限をとのことですが、令和2年8月20日までとなっております、郵送による申請は令和2年8月20日消印有効でございます。

次に特別定額給付金の国からの交付金が余った国に返すのかということですが、返納いたします。

次に村長の給付金一律支給の難色理由でございますが、村長は「先ずは感染しないこと・させないこと」を基本

に感染防止対策を最優先とし、今何が支援として必要であるかを見極め、これまで「固定資産税の緩和措置の延長」、「商工業振興災害対策資金貸付条例制定による中小企業等支援」、「村民一人あたり5枚のマスク配布」、「全世帯や事業所へ次亜塩素酸消毒液の配布」、「高校生等への就学助成金支給」、「飛沫防止パネル設置」、「GIGAスクール構想の早期実現」など各施策を進めてきております。

また更に、第2波・第3波に備えた事前対策及び感染リスクを回避しながらの経済活動の支援の対策を将来につながる・つなげられていく施策を実行していくことで強く認識しております。

次に、本当に困っている人の認定方法でございますが、生活費・仕事・事業経営など、人それぞれ困っている事由があると思います。村では、新型コロナウイルス対策の相談総合窓口も総務課へ設置済みであり、可能な限りの支援策をご案内できるかと思っております、制度の更なる周知促進に努めて参ります。また、地区民生委員など地域に通じた方々への聞き取りなど積極的な情報収集に努めて参ります。

次に、高校生等への就学援助事業及び子育て臨時給付金事業が、国の制度や国の交付金を活用しているものであり、村単独事業ではないのではとのご

質問ですが、国からの地方創生臨時交付金や国庫補助金を充てておりますので、村の単独の財源による事業ではありません。

再質問 天野秋弘議員

新型コロナウイルス感染症の拡大により、村内でも大きな影響を受けています。いつ自分が感染するか分からないという恐怖をいだきながら生活しています。

収入面でも自粛自粛で、働き先がなくなったり、観光客が来なくなったり、休業せざるを得なくなったりと村民の所得は激減しています。

いまこそ、こうした村民の精神的疲労や所得減を支援し、「一致団結し、克服しなければならぬ」時だと私は思います。「村独自の給付金一律支給」を実施しようとする理由を明確に答えてください。

今コロナで困っている人を税金で救済するということです。そのためには何らかの基準をつくり該当するかどうかの認定作業が必要になると思います、その基準を聞いています。

明確な答弁を求めます。

答 え 後藤正美総務課長

1点目の村独自の給付金一律支給を実施しようとする理由でございますが、先ほど答弁しましたとおり、村民皆様よりお預かりしている税金という限りある財源を、村民皆様のためにいかに最大限に有効活用していくかを常に考え実行していくことが、為政者として課せられた義務であると認識しておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

2点目についてですが、先ず、論点をすり替えているとの指摘をいただきましたが、説明不足の点につきましてはお詫び申し上げます。

次に、本当に困っている人の認定基準づくりはとのご質問ですが、それぞれの困っている方の相談内容をお聞きさせていただき、関係機関や関係部署との連携をとり、どのような支援が必要かを見極め、国や県などの支援制度に照らし合わせて、該当する場合はそちらを優先的にご案内させていただきます、これらに該当しない場合についての基準は、条例や規則などあるいは前例など詳細を詰め、それでも該当する支援基準がない場合は、改めて関係機関等と迅速な対応に努めて参ります。

再々質問 天野秋弘議員

特別定額給付金の確定基準日である4月27日以後に生まれた新生児は特別定額給付金を受け取れますか。もし受け取れないようなら、規則を変更し、受け取れるようにして欲しいのですがいかがですか。答弁を求めます。

答弁では「限りある財源を最大限に有効活用することが為政者に課せられた義務」とのことですが、村長の論法からすれば、独自策を実施している自治体は「やつてはいけないことをやっている、財源を有効活用していない」ことになりす。国内総生産の6割を占める家計消費を温めることが景気回復の一番の決め手であるという認識はありませんか、答弁を求めます。

遅きに失した感がありますが、やはりよりやった方がいいので今からでも、村民全員を対象に一律の給付金支給を強く求めます。答弁を求めます。村長の英断を期待し、この質問を終わります。

答 え 後藤正美総務課長

1点目の特別定額給付金の確定基準日である、4月27日以後に生まれた新生児は特別定額給付金を受け取れますかとのご質問でございますが、4月27日生まれの新生児は対象でありますの

で受け取れます。4月28日生まれ以降は、残念ながら対象外となりますが、0歳から6歳までの就学未満児について支援策を現在検討しております。

2点目の規則を変更し、受け取れるようにして欲しいとのご質問でございますが、国が定めた支給要綱であるため変更は困難と思われます。

答 え 天野多喜雄村長

3点目の、村民全員を対象に一律の給付金支給を強く求めるとのご質問でございますが、繰り返して申し訳ございませんが、村民皆様よりお預かりしている税金という限りある財源を、村民皆様のためにいかに最大限に有効活用していくかを常に考え実行していくことが、為政者として課せられた義務であると認識しておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

質問② 持続化給付金と業者支援について

問 い 天野秋弘議員

持続化給付金制度の目的、制度の内容について説明してください。

持続化給付金制度の申請の方法とサポート体制はどうなっているのか教えてください。

てください。

持続化給付金支給を申請した業者数、給付金を受領した業者数を教えてください。

法人や企業の問題ですので、この中で、初日に報告のあった法人住民税の見通しについて、もう一度、年度、企業数、税額等についてと、その根拠について教えてください。

答 え 渡邊 仁観光産業課長

持続化給付金制度の目的は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支えし、再起の糧としていただくものです。

制度の内容は、前年同月比で50%以上減少している個人事業者又は資本金10億円以下の法人等に、上限を法人200万円、個人事業者100万円を給付する制度です。

申請方法は、オンライン申請となっており、前年の申告書、当年の帳簿等を添付のうえ申請します。また、南都留中部商工会、旧山梨中央銀行新屋支店にて、電子申告を自身で行うことが困難な方のための申請サポートが実施されております。

持続化給付金支給の申請、受領者数については、当方も新聞発表以外の情報なく、山梨県産業政策課においても県単位での情報もないとのことでした。

南都留中部商工会へ本村の事業者が相談した数を確認したところ、6月11日までに41件の相談があったとのことでした。

法人住民税の見通しについて、併せてお答えします。

令和2年5月末時点の調定額が、申告数85件で1億5495万9600円であり、申告実績に基づきます。また、予定申告等が集中する11月末を見通しても、昨今の景気動向から大幅な上積みは見込めないと考えられます。

再質問

天野秋弘議員

持続化給付金は50%以上の売上減が条件です。従って売上減が49%の業者は給付金を受けられないということで間違いありませんか。答弁を求めます。

さらに、申請のためには、様々な書類の準備が求められています。加えてオンライン申請ですので、パソコンなどその環境のない業者をつかんでいますか。またその支援策はありますか。

申請サポートはどこにありますか。

村内には、約330社の企業があるということですので、持続化給付金の受給状況について調査出来ない数ではないと思いますが、調べる考えはありませんか。

法人住民税について、全員協議会で

は企業の業績不振で結果、税額は均等割しか入らなくなる見通しとの報告は私の聞き間違いですか。もう一度、法人住民税の見通しについて詳細で明確な答弁を求めます。

答 え 渡邊 仁 観光産業課長

持続化給付金制度の給付対象要件を確認すると、「新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者」とされていますので、間違いありません。

パソコンなどのその環境にない業者をつかんでおりません。また、そのパソコンなどのその環境にない業者等の支援策は、旧山梨中央銀行新屋支店において申請サポートを実施しております。

申請サポートは、南都留中部商工会、旧山梨中央銀行新屋支店にございます。

持続化給付金支給を申請した業者数、給付金を受領した業者数については、現在のところ調べる考えはございません。

当課において調査した結果によると、前年4月比で50%以上の減収を回答した方の割合は58%強ございますので、多くの方が対象となると考えられます。当課といたしましては、今後、制度概

要の周知広報に努め、対象となる方の申請について強く発信してまいります。

答 え 渡邊小百合 税務課長

ご質問のうち法人住民税についてお答えいたします。

全員協議会での発言がわかりにくく大変申し訳ありませんが、令和3年度の法人住民税見込みについては、現在の経済状況から、均等割額のみの見込みで予算計上を想定しております。

再々質問

天野秋弘議員

この条件では救済されない業者が出ます。だから各地で20、30%の売上減の業者を救済する援助金を支給しているのです。売上減少が50%以下の業者には是非とも支援金を支給していただきたいのですがいかがですか。答弁を求めます。

過日、民宿組合などから要望書が提出されていると思います。こうした業者の要望にどう応えますか答弁を求めます。

リーマンショック以上の経済の落ち込みと言われているんですよ。個人事業主、中小零細業者を救済する必要がありますが、あると思いますがいかがですか。答弁を求めます。

村民生活と村内企業の営業を守る施策を行うことこそ「為政者に課せられた義務」だと私は思います。

一刻も早い業者支援策を講ずることを強く求めて質問を終わります。

答 え 渡邊 仁 観光産業課長

3つの答弁を求めておられますが、まず、2つ目につきまして答弁いたします。

民宿組合などを含む観光協会との連携の中から、対応していきたいと考えております。

また、1つ目、3つ目の答弁要求につきましては、前段を含め検討していく必要があると考えております。

ここが聞きたい!

一般質問



渡邊喜久一
議員

質問① 内野区会前駐車場 (借地)について

問 い

渡邊喜久一議員

内野区会事務所敷地に設けられていた駐車場が3月突然閉鎖された事に対し、内野区民の殆どが非常に驚き、大きな失望を感じています。

内野区会事務所と隣接駐車場は内野地区の中心に位置し、春秋の例大祭行事、夏の盆踊り、区会、婦人会、老人会、消防団、選挙ほか殆どの大事な行事の行われる場所であり、旅行時にも集合場所として利用され、内野区民の心の拠り所です。

区民の交流が図られ、防災の中心拠点としても重要な役割を果たしている場所です。内野区民一人一人が自分の土地の様に大切に思っている無くてはならない共同の空間です。

その重要な場所が、突然何故区民が利用できない状況に至ったのか。質問

します。

①賃貸借契約延長交渉経過の詳細な説明

②交渉決裂に至った要因は。

③区会、区民への周知は。

④今後の交渉は。

答 え

後藤正美総務課長

1 点目の質問についてですが、令和2年3月31日に契約期限が満了となることから、年明け前より数回に渡り、前総務課長と担当の2人で、賃貸借期間・賃貸料など交渉を行ってきました。

2 点目の質問についてですが、賃貸借期間・賃貸料・売買などについて交渉を続けてきましたが双方合意に達せず、最終的に地権者様本人から解除申入れがあったため、大変残念ではありますが令和2年3月31日をもって契約解除ということになりました。

また、地権者様の知人関係の方々も交渉してくれていたようですが、同意が得られなかったと報告をいただいております。

3 点目の質問についてですが、令和2年の内野区会役員皆様へ交渉経過などその都度報告を行っております。

なお、区民の皆様への周知は、内野コミュニティセンター入口へ「お知らせ」を掲示させていただきました。今後は、広報おしのにてお知らせする予定であり、周知が遅れたことをお詫びいたします。

4 点目の質問についてですが、契約条項に基づき、6月末日返却に向け、現在、原状回復工事を進めております。

また、臨時駐車場を道向かいの天野正様よりお借りすることができたこともあり、現時点においては交渉する予定はございませんが、今後の状況など踏まえながら、用地等の確保に努めて参ります。

再質問

渡邊喜久一議員

①契約破棄となり、以前の原状に復するための整地費用は総額でいくらかかるのか。

②総務課長と担当で数回交渉したとの回答であるが、当然執行部にも厳しい状況が連絡してあれば、副村長か村長が打開の為直接交渉に当たるべき重要案件だと思いが、その熱意は無かったのか。

また、賃貸交渉が停滞した時に売買

についての交渉は無かったのか。

③従前の契約書に記載された金額に対して、どの位の賃料引き上げの要求があったのか。

④老人センター東側の隣接地の交渉はどうなっているのか。

答 え

後藤正美総務課長

1 点目の質問についてですが、予算ベースで600万円を見込んでおります。

2 点目の質問についてですが、その都度、村長へは交渉結果などの詳細報告及び協議を行い、賃料や購入など諸条件について指示等いただき、交渉を行って参りました。

3 点目の質問についてですが、前回まで行ってきた交渉経緯を踏まえ、今回は当初より「売買」の方向で交渉を行っております。なお、参考までにこれまでの契約更新の経緯を別紙のとおりご提出させていただきます。

4 点目の質問についてですが、今後の折衝事務等に支障をきたすため、詳細答弁は控えさせていただきます。

今後、内野区民の皆様方を始め、議会の皆様方へご相談やご報告ができる段階になりましたら、ご説明させていただきます。

再々質問

渡邊喜久一議員

渉を成就させることを要望します。

答 え

後藤正美総務課長

①売買交渉価格は過去に村で取得した坪単価7万円〜8万円で交渉したのか。
 ②借地返却の為の整地費用に600万円かかるとの回答であるが、返す為に多額の税金を投入するのであれば、例えば10年間現状の借地料に毎年60万円上乗せして賃貸契約を結ぶ交渉は出来なかったのか。

③担当課長等で交渉が難航した時には、最終的には執行者が自ら交渉に当たる気概が必要と思うが、その意志は無かったのか。

④何度も言いますが、内野区民にとつてこの借地は、「交渉が決裂したから返すしか無い」と言える、そんな簡単に諦めがつく土地ではありません。他に代える事が出来ない土地です。いくらかかってもいいから契約して欲しい、そう願っています。

十分な共有スペースと駐車場が確保出来なければ、地域の活動と交流が阻害され、村の行政代行機能が果たせません。

この見地から借地のこれからについて要望します。早急に再度地権者の要望を把握し、賃貸借交渉、売買交渉、代替地交渉等考え得る全ての方策をとって、執行者自ら先頭にこの難しい交

1 点目の質問についてですが、過去の交渉経過など考慮し、当初から売買で交渉を進めて参りました。また、売買で応じていただけるようでしたら、鑑定評価にかける予定でありました。

2 点目の質問についてですが、他の借地の契約条件との公平性を鑑みて、そのような交渉は行いません。

3 点目の質問についてですが、先ほどの答弁のとおり、交渉経過の報告や今後の方向性など、その都度村長とは協議打ち合わせを行っており、今回の結論に至ったものであります。

4 点目の質問についてですが、議員ご指摘のとおり、当該地は忍野村、特に内野区民にとつて、地域交流の活動拠点であり、また災害時の避難場所でもあることは重々承知しております。

今後、速やかに交渉等進めて参りますので、内野区民の皆様方を始め、議会の皆様方へご相談やご報告ができる段階になりましたら、ご説明さしあげたいと思いますのでご理解の程よろしくお願い申し上げます。



ここが聞きたい!

一般質問



櫻井をさみ 議員

質問① 「GIGAスクール構想」について

問 い 櫻井をさみ議員

「GIGAスクール」という言葉を耳にすることはありませんでした。

この事業は、令和の時代に相応しいICT環境を整え、高速大容量の通信ネットワークを利用して児童・生徒1人1台の端末を整備、子どもたち「1人ひとりに個別最適化され創造性を育む教育ICT環境」の実現に向けていくと知りました。「GIGAスクール構想」を実現することは必要なこと、大事であることは認識しております。2点お聞きします。

①「GIGAスクール構想」現在の状況と今後の具体的スケジュールについて
②家庭、地域、学校のICT環境について

答 え 天野正保教育課長

1点目、現在の状況と今後の具体的スケジュールについてであります。GIGAスクール構想は、当初小学5年生から6年生、及び中学1年生を対象としておりましたが、本年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、対象は小学1年生から中学3年生まで拡大され、本年度中の事業完了スケジュールが示されました。

また、現時点ではLAN整備や電源キャビネットの工事費を繰越明許算で計上しており、更にはLAN整備工事に伴う設計業務を本議会の補正予算に計上しております。

今後におきましても、パソコン(タブレット)端末購入費やソフト関連費用及びICT支援員費用など多額の予算が必要となつてまいります。本事業の趣旨をご理解いただく中で早期実現を目指してまいります。

2点目、家庭、地域、学校のICT

環境についてであります。本事業を実施するうえで本村の実態を把握することは不可欠なことであります。

そのような中、教育委員会といたしましては小学校及び中学校のご協力を頂く中で、各家庭におけるICT環境のアンケートを実施したところであります。

その結果、パソコン・タブレット・スマートフォン等を含め、9割以上のご家庭がWiFi等のインターネット環境があるとの回答をいただきました。

また、学校のICT環境であります。小学校各クラス及び体育館、中学校各クラス及び体育館、ふれあいホール、また、村民体育館にはWiFiが設置されております。

しかし、現時点では小中学校全体で同時に使用することができませんので、その環境を整えるべく整備してまいります。

再質問

櫻井をさみ議員

現在の状況、今後の具体的スケジュールについて、家庭、地域、学校のICT環境について伺いました。4月の閣議決定で「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で、対象学年が1から中3までの児童・生徒対象にな

つたと答弁でした。質問いたします。

①本年度中の事業完了スケジュールが示されたとの事ですが、(資料提出)4月の閣議決定で示された、補助率、補助金額を示してください。

②今後、端末購入費、ハード、ソフト、ICT支援員費用など多額の予算が必要とありますが、総額予算金額を示してください。

③9割以上のご家庭で通信可能環境があるとの事ですが、残りの1割の対応について、小中学校の同時使用の環境整備について。

④始めて行われる事業です。予想をしないトラブルが予想されます。特に教育現場の事です。トラブルにより授業に滞りが出るようなことがあつてはなりません。充分な対応措置とつていただきます。

現場としては非常に大変な作業であると想定しているが、現在の体制で対応は可能なのか。

答 え 天野正保教育課長

1点目、補助率及び補助金額であります。パソコン(タブレット)端末1台につき4万5千円を上限とする国庫補助金を活用予定で、補助率につきましては、全児童生徒の2/3であ

りますので、小中学校全校児童生徒約900人のうち600人が補助対象であり、300人分は単独事業で実施予定であります。

また、学校ネットワーク環境整備等に国庫補助を予定しております。

2点目、今後、端末購入費、ハード、ソフトウェア支援員など費用の総額ですが、本年度はパソコン（・タブレット）小中学校児童生徒数約900台、各クラス分大型モニター、マウス等周辺機器、セットアップ費用、無線LAN各種工事、ソフト関連費等事業実施に向け多岐にわたる費用を予定しております。

中でも、パソコン（・タブレット）端末につきましては、高品質な製品にも対応できる予算を想定する中で、上記内容を合計いたしますと、現時点の概算であります。本年度は総額約1億7千万円程度の支出を予定しております。

今回の新型コロナウイルス感染症や災害時における臨時休校の場合でも、自宅にてオンライン授業が可能となるため、財政が厳しい折ですが忍野村の最優先・最重要の課題であると強く認識し、村単独費用も積極的に投入してまいります。

3点目、各家庭での通信環境ですが、Wi-Fi等のインターネット環境が

整っていないご家庭につきましても、改善策を検討する中で対応してまいります。

また、学校のICT環境であります。小学校各クラス及び体育館、中学校各クラス及び体育館、ふれあいホール、また、村民体育館にはWi-Fiが設置されております。

しかし、現時点では小中学校全体で同時には限られた台数しか使用できませんので、できる限り同時に多くの児童生徒が使用できるよう、その環境を整えるべく本年度中に整備してまいります。

4点目、GIGAスクール構想推進に伴う事務体制であります。本事業は高度なICT関連知識を必要とする事業であり、現在は教育委員会の職員で対応しておりますが、必要においてICT技術者からの指導を頂きながら進めている状況であります。

今後におきましても、ICT技術者との連携を図る中で事業実施に支障がきたさぬよう進めてまいります。

再々質問 櫻井をさみ議員

①学校ネットワーク環境整備等に国庫補助を予定しているとの答弁。家庭での通信環境、Wi-Fiなどインターネット環境が整っていない家庭が1割



ほどあり改善策は検討すると答弁。国の施策で2020年度中にインターネット環境の整備に補助金があると新聞記事で知ったが、関連として補助金整備は可能かどうか。

②「コロナウイルス感染症や災害時等における臨時休校時自宅にてオンライン授業が可能になるために、財政状況は厳しいが、最優先・最重要課題で、村の単独費用も積極的に投入していく」と。強い認識を示して、本年度総額1億7千万円程度の予算を予定。パソコン・タブレット端末は、「高品質な製品にも対応できる予算を想定している」とのこと。パソコン・タブレット端末の補助金額は上限4万5千円と謳われているが。詳しい説明を求める。

③「GIGAスクール構想」の導入により、専門的アドバイザー・支援員など必要と思うが計画は。教職員の働き方が課題となっているが、コロナウイルス感染症で休校措置が取られ、授業時間不足により土曜授業、夏休み短縮等で教職員の「オーバーワーク」が懸念されるが対応は。

④それぞれの個性を持つ今後の時代を担う大切な児童・生徒です。誰一人取り残すことなく指導を行い、個別最適化された学びの実現をする。大変意味ある、重い言葉です。「GIGAスクール構想」を推進していく心構えを聞かせてください。

答え 天野正保教育課長

1点目、各家庭におけるインターネット

ット環境への対応であります。現在、モバイルWiFiルーターや既にWiFi機能整備されているパソコン等の貸出しなど、対応策について検討しております。

また、環境整備の補助金であります。家庭学習のための通信機器整備支援として、モバイルWiFiルーターなどの貸出しに対して、補助対象の制限はありますが1台につき1万円の定額補助が受けられます。

2点目 パソコン・タブレット端末についてありますが、OS（オペレーティングシステム）は文部科学省が推奨するMicrosoft Windows、Google Chrome、Firefoxが提示されておりますので、この3つの中から選択します。

また、機種本体については、山梨県による共同調達に参加する場合はメーカー指定できませんが、これを各自治体独自で調達する場合はメーカー指定等の制限はなく、機能性や耐久性などを重視した高品質な製品を採用することも可能となります。

これらのことを視野に入れる中で概算の予算総額を答弁させていただいておりますが、今後におきましては、パソコン・タブレット端末を含め本事業関連の事業費を精査する中で予算要求をしてまいります。

3点目、先ず、専門的アドバイザー・

支援員についてであります。ICT活用教育アドバイザーは国がアドバイザーを手配し、各教育委員会等に対し、派遣やオンラインで環境整備やICTを活用した指導方法など、教育の情報化に関する全般的な助言・支援を行います。

ICT支援員は各教育委員会等が支援員を募集・配置し、日常的な教員のICT活用の支援を行うものであります。また、これらにつきましては、本村独自の施策も踏まえ教職員の負担が軽減できるよう対応してまいります。

4点目、GIGAスクール構想推進への心構えにつきましては、繰り返しになりますが、小中学校児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す構想で、今回の新型コロナウイルス感染症や災害時における臨時休校の場合でも、自宅にてオンライン授業が可能となるため、学習の遅れの影響を抑えることができるものであり、忍野村の最優先・重要な課題であると強く認識しております。

議員の皆様方にはこのような状況であります。本事業の趣旨を充分にご理解いただく中で、事業実施につきまして早期実現を目指してまいります。

質問② 「家庭ごみ・プラスチックごみ削減対策」について

問 い 櫻井をさみ議員

生活とゴミ処理は切り離すことはできません。住民の少しの間でゴミの削減は可能になります。家庭で1か月に1kg、2kg削減、資源化することで成果につながります。住民と村が協力体制で進めることが大切です。「忍野村家庭ゴミ分別ガイドブック」の活用とアピールに努めてください。

7月1日から、プラスチックごみの削減策で小売店においてプラスチック制レジ袋の有料化が義務づけられプラスチックごみ削減対策の強化が進められます。

現状と対策について質問いたします。

①ごみの減量化に具体的年度目標など掲げているか。成果、課題点を教えてください。

②近隣市町村との排出量の比較を教えてください。

③プラスチックごみ削減対策の取り組みについて。

④トレイルレース、忍野八海まつり等イベントにリユース食器の利用推進を

してください。

⑤環境教育の実施について。

答 え 渡邊顕麗環境水道課長

1点目のごみの減量化についてですが、平成29年3月策定の「一般廃棄物処理基本計画」において減量目標の設定を行い、基準年度を平成27年度とし、令和3年度までの目標を設定しています。

内容としては、基準年度の平成27年度の一人一日当たりのごみの量が568・1gで、目標年度の令和3年度に501・1gとする目標設定になっております。公表されている最新のデータの平成29年度では、一人一日当たりのごみの量が559・9gですので、8・2g減量されております。

次に2点目の近隣市町村との排出量の比較ですが、平成29年度のデータで1人1日当たりのごみの量が、富士吉田市で647g、山中湖村が952g、富士河口湖町が665gです。

また、資源化率、これは家庭から出るごみの中から分別して有価物とするリサイクルの率ですが、忍野村が12・5%、富士吉田市が12・1%、山中湖村が16・7%、富士河口湖町が11・3%です。

課題点として、ごみの排出量につい

ては減少しますが、資源化率が平成27年度が12・8%であったのに対し、12・5%に下がっていますので、家庭から出るごみの分別が進んでいないことが判ります。

3点目のプラスチックごみの削減対策としては、平成30年度に設置した24時間対応の有価物ステーションの活用や、令和2年4月に発行した「家庭ごみ分別ガイドブック」により周知しているところです。

4点目のリユース食器につきましては、イベント等に積極的に活用してまいりたいと考えております。

5点目の環境教育につきましては、昨年度の3月に放課後児童クラブの児童を対象に学習会を計画しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により中止しました。

今後につきましては、状況を見ながら開催をしていきたいと思っております。

再質問

櫻井をさみ議員

平成29年度「一般廃棄物処理基本計画」を策定して村内地域の要望に応えゴミ処理施設の増設をし環境を整えています。

①家庭ゴミの減量が徐々に減少はしているが目標に達していません。今後

の目標達成に向けて更に減量の取り組みは、平成30年度以降の数値を示してください。

②近隣市町村のごみの排出量を伺いました。ごみの減量は文化のバロメータになると言われております。有価物の分別は現在行われている方法のみか。他の方法併用との考慮はどうか。

③プラスチックごみの件ですが、川から海に運ばれ海で生きる生物に変化が起き、海岸に流れ着いたプラスチックごみが世界中で大問題となっています。水のきれいな忍野村で桂川の源流です。プラスチックごみ対策強化策に取り組むことを望みます。いかが考えるか。

④ごみ袋有料化についての検討はどのようなになっているか。

答 え 渡邊顕麗環境水道課長

1点目のごみの減量についてですが、まず目標を達成するためには行政が出来ること、事業者が出来ること、村民が出来ることの周知を徹底することが大事であると思いますので、啓発活動を行い、環境美化を推進して参ります。

次に平成30年度の1人1日当たりのごみの量は536・0gとなります。平成31年度については現在集計中です。

2点目の有価物の分別についてですが、「家庭ゴミ分別ガイドブック」を令

和2年3月に作成したので、当面の間は掲載してあります内容で進めていきたいと思います。

3点目の質問ですが、をさみ議員のおっしゃる通り、プラスチックごみ対策につきましては、出来ることから取り組んで参りたいと思いますので、今後情報収集を行い、忍野村にあった取り組みを行っていききたいと思います。

4点目のごみ袋有料化の件につきましては、第6次忍野村総合計画の専門部会である「ゴミ減量化対策部会」において指定ごみ袋の検討や費用負担の提言をいただいておりますが、現時点では確定しておらず、継続検討中です。

再々質問

櫻井をさみ議員

①ごみの減量については、忍野村も含めて住民全てが取り組んでいくことです。啓発活動を行い、環境美化を進めると答弁しておりますが、今までと同じことをしていたのでは変わりません。徹底した対策を求めます。

②ごみ袋の有料化は、何がネックになっているのですか。ごみ袋の有料化について村としてどこまで検討しているのか、近隣市町村の検討過程も含めて有料化に移行したか伺います。

環境美化センターを供用する中で分別の在り方、徹底度が違つと聞くと、

どのように捉えているか。

③プラスチックごみの分別化も、近県、山梨県内の市町村でも取り組みを強化している。環境美化センター建設に向けて統一された方式が必要と思うが、プラスチックごみの分別化取り組みの推進について答弁を求めます。

答 え 渡邊顕麗環境水道課長

1点目のごみの減量についてですが、有価物の分別がごみの減量には効果的だと思しますので、まずは「家庭ゴミ分別ガイドブック」を活用していきながら、次の施策を考えて参ります。

2点目のごみ袋の有料化についてですが、昨年度より検討を始めております。現時点ではどのように進めていくのかを検討するための情報収集を行っております。また、近隣市町村の導入に向けての過程についても今後情報収集していく予定です。

次に、分別の在り方についても「家庭ゴミ分別ガイドブック」を活用していくことで徹底していけるのではと期待しております。

3点目のプラスチックごみの分別化の推進も、まずは「家庭ゴミ分別ガイドブック」による分別が周知されてから、次のステップに入れるものと考えております。

ここが聞きたい!

一般質問



渡邊隆三議員

質問① 宗教法人承天寺への桜、もみじの木の寄進について

問 い

渡邊隆三議員

近頃、忍野村から承天寺に桜、もみじの木が多数寄進されて、その移植工事でも忍野村が通年お願いしているシルバー人材センターで行われたようです。

この工事と木の寄進は政教分離原則違反に該当するのではないか。

①政教分離原則にどう対応したのか。

②桜の木の本数。

③もみじの木の本数。

④富士吉田市道予定地からため池圃場までのもみじの木仮植費用。

⑤ため池圃場から承天寺までの桜・もみじの木移植工事費用。

答 え

後藤正美総務課長

質問①から質問⑤までは関連しておりますので、一括でお答えさせていただきます。

できます。

忍野村で実施しました、村道下村線歩道設置工事の補償工事でありますので、政教分離原則に違反はしておりません。

仮植費用106万9461円、本移植費用は114万3805円で、桜10本・もみじ16本を移植しました。

再質問

渡邊隆三議員

承天寺への桜、もみじの木26本の植栽工事は寄進ではなくて、村道下村線歩道新設の補償工事であるという回答です。次の書類の提出を求めます。

①歩道工事の起案書と補償費用の分かる書類。

②立竹木補償額算定表が無ければ、221万円の工事費支出は出来ないが、積算書を出して下さい。

③補償積算した時の植木の木の本数の分かる写真。

④忍野村が工事した歩道（山門から河原橋方向）の植木補償はいつ終わったか。

⑤山門から窪町ポンプ小屋方向までの植木補償は何時終わったか。

⑥承天寺隣接県道の歩道工事（旧セブンイレブン前は山梨県が施工したが、植木補償は誰が負担したのか）。

答 え

天野 満参事課長

質問①から質問③については、お手元の資料をご確認下さい。

次に、質問④から質問⑥は関連しておりますので、一括でお答えします。石積移設補償で石積・立木の伐採等を補償し、植栽補償については、承天寺より、お手元に提出させて頂いた植栽の見積書を頂いたので、調査協議等を行い、木の種類・本数・植栽場所等を決定しました。

結果、先程総務課長が回答しました桜10本・もみじ16本を約221万円で植栽しました。

植栽補償工事ではありますが、平成31年4月1日より平成31年4月19日の期間で、村道下村線から旧窪町ポンプ小屋までを行い、旧窪町ポンプ小屋から新窪町ポンプ小屋までの植栽については、令和2年4月24日に行いました。

最後に、山梨県が施工した県道側歩道工事個所の植栽費は、村で負担しました。

再々質問

渡邊隆三議員

参事課長によると、県道717号線の歩道工事に伴う植栽費は村で負担した、という回答でした。私が県の道路用地課に聞いたところ、植栽補償費は答えられないとの話です。

もしかすると、県と村とで二重に支出していた可能性が出て来ました。引き続き調査いたします。

①戴いた植栽補償額総括表では立竹木250万円と一括なので、1本ずつの明細が分からない。1本ずつの算定表の提出を求める。

②移植または伐採前の証拠写真では17本しか無かったのに今回26本も植えている。増えている9本の根拠は何か。

③今回移植した桜の木、またもみじの木は造園業界の価格表によると平均幾ら位に評価されるのか。

④山梨県による県道歩道工事（旧セブンイレブン前）の植栽補償工事を村で平成31年4月に行ったが、この補償費はどこ予算から出したか。

⑤横断歩道から窪町ポンプ小屋までの植栽工事は令和2年4月24日に完工したが、どこ予算から出したか。

⑥横断歩道から新窪町ポンプ小屋までは村道下村線歩道工事の補償工事と関係があるとは思えない。村長はこの工

事代金を村に返還するように求められることも考えられるがいかがか。

答 え 天野 満参事課長

質問①については、お手元の資料をご確認下さい。

質問②であります、補償対象木は18本であり再質問でお答えしたとおりです。

質問③であります、既に提出させていた資料にありますが、植栽木と違うと思いますが、八重紅枝垂れ桜が1本8万円・イロハモミジが最大のもので1本80万円となっております。

質問④・質問⑤であります、道路維持補修事業の工事費と緑化推進事業の委託費より支出しました。

最後の質問であります、承天寺への桜・もみじの植栽は寄進ではありません。植栽補償工事であります。

質問② 美術館前の土地327坪の買い入れについて

問 い 渡邊隆三議員

近頃美術館前の村道に面した畑に庭木職人が多数出入りし、重機を使って

庭木の移植を盛んにしています。私はこれまで協議会で詳しい話を聞いた記憶がありません。

①議員協議会で事前説明しない理由。

②予算は何処から出したのか。

③使用目的。

④面積と金額。

⑤路線価および鑑定価格。

答 え 後藤正美総務課長

1点目の議員協議会で事前説明しない理由とはこのことですが、平成31年3月5日開催の平成31年第1回忍野村議会全員協議会議事録を確認したところ、四季の杜・おしの公園周辺整備用地取得費として当時の総務課長が説明しておりますので、ご確認をお願いいたします。

2点目の予算は何処から出したのかとのことですが、平成30年度から令和元年度への繰越明許一般会計予算より令和元年12月25日に支出しております。

3点目の使用目的ですが、四季の杜・おしの公園周辺整備用地で、美術館からの世界文化遺産・富士山の眺望を確保し、美術館来客へのサービス向上を図り、美術館を始め村内活性化につなげるためであります。

4点目の面積と金額ですが、提出しました資料をご確認ください。

5点目の路線価および鑑定価格ですが、路線価は平米2万6400円であります。

鑑定価格につきましては、依頼不動産鑑定士との申し合わせにより、公表できませんのでご理解願います。

再質問 渡邊隆三議員

使用目的として富士山の眺望確保を答えているが、ホテル跡地でも同じ事を聞いている。具体的に整備して欲しい。

①令和元年12月6日に売買契約が終わり、登記も今年の3月2日に済んだのに、12月定例会および今年の3月定例会にも具体的な村有地取得の報告は無かったと思われる。

②6月定例会に、四季の杜・おしの公園内樹木等伐採工事費300万円の説明はあったが、畑327坪の買い入れ報告は無かった。今しているこの土地の植木工事の予算はどこから出ているのか。

答 え 後藤正美総務課長

1点目のご質問ですが、用地取得のための予算を審議いただくその都度、議案説明にてご説明申し上げております。また、例年9月定例議会における

決算関係の審議時においても、決算書・事務報告書・財産調書などによりご報告申し上げます。また、必要に応じて定例会などでその都度ご報告して参りたいと思います。

2点目のご質問ですが、美術館を所管する教育委員会へ確認したところ、令和2年度四季の杜・おしの公園管理運営事業費予算からとのこと。

再々質問 渡邊隆三議員

平成21年農地法改正後には、地方自治体といえども農地転用手続きと登記簿の地目変更を求められていると聞いているが。

①今回の畑327坪について、村として農業委員会への転用手続きの進み具合と登記簿変更の予定を答えて下さい。
②議員協議会での説明ですが、議会の議決事項ではなくとも、土地の購入はもつと詳細にお願いしたいが、いかがか。

答 え 後藤正美総務課長

1点目のご質問ですが、転用事務手続きが滞っていることにつきましてはお詫び申し上げます。他の公共用地の地目変更登記と併せて、鋭意事務を進めて参ります。

2点目のご質問ですが、議員おつしやるとおりであります。今後も丁寧なご説明をさせていただくよう心がけて参ります。

質問③ 北富士演習場アメリカ軍の実弾射撃訓練について

問 い

渡邊隆三議員

3月30日に北富士演習場現地連絡協議会が恩賜林組合3階で開催されました。アメリカ軍による沖縄県道104号線超え実弾射撃訓練の分散・実施の日程及び演習場立入日について話し合いがされたようです。

- ①どのような予定で訓練されるのか。
- ②どのような事故防止対策をするのか。
- ③地元民の演習場立入日の総数は何日か。昨年に比しての増減はあるか。

答 え

米山卓也企画課長

1点目、令和2年度の北富士演習場における沖縄県道104号線超え米軍実弾射撃訓練については、4月21日から4月30日までの10日間の日程で行う旨の正式申し入れがありました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響等

を踏まえ、4月に計画されていた訓練は中止となりました。

なお、今年度の訓練実施については、現在も引き続き調整中とのことです。

次に2点目の事故防止対策については、過去の同訓練実施の際には、北富士演習場現地連絡協議会において、当局から同訓練に係る日程及び内容についての説明があり、その中で具体的な安全対策の説明がされております。

最後に、地元民の演習場立入日の令和2年度の総数は、82日で昨年度より5日間少なくなっています。その主な原因は、昨年度は天皇の即位の日など立入日となる祝日が例年より多かったためです。

再質問

渡邊隆三議員

- ①新型コロナウイルスの影響のため、中止になったのは村民として安心した次第です。ただし今年度訓練については、まだ調整中という報告ですので今後も注視して戴きたい。
- ②北富士演習場現地連絡協議会の3月30日出席者人数。
- ③協議会の構成メンバーの役所名を教えてください。

答 え

米山卓也企画課長

1点目、今後の訓練実施に関する情報については国及び県と連携しながら注視して参ります。

次に、2点目の令和2年3月30日に開催された北富士演習場現地連絡協議会の出席者数は21人です。

最後に、同協議会の構成メンバーが所属する役所名は防衛省、山梨県、富士吉田市、山中湖村、忍野村、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合及び旧十一ヶ村入会組合です。

再々質問

渡邊隆三議員

この会議は事務局、オブザーバーを含めると50人以上の大きな会議でした。村長に伺います。

恩賜林議員である富士吉田市議会議員および山中湖村議会議員の複数名から怒りの苦情があった。内容は次のとおり。

「防衛省、山梨県、北富士駐屯地の幹部が来ている厳粛な会議に、忍野村長は赤い顔をして来た。酔っているな、困ったなーと思っていたら、発言までもした。何時もの話ぶりでは無かった。また会議後には、横浜の防衛省幹部にまで話しかけていた。厳粛な会議なの

に北富士全体が誤解されてしまった。」と怒っていた。

村長は、村民および一市二村の入会住民にどのような釈明をするのか。

なお、私の発言で名誉棄損、侮辱されたとお思いならば、すぐに告訴して戴きたい。

答 え

天野多喜雄村長

北富士演習場現地連絡協議会は、北富士演習場使用協定第4条に定める使用条件に関して協議をする場であることから、その都度、必要な発言等を行うよう努めています。

また、隆三議員のおっしゃるように、名誉棄損云々ということに對しまして、私も隆三議員の質問が名誉棄損にあたるとは思っておりませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

ここが聞きたい!

一般質問



渡邊 壽幸 議員

質問① 村道大割線道路改良工事（かいじ橋）について

問 い

渡邊 壽幸 議員

約4千万円以上の前払い金もすでに支払っているが、6月10日現在、工事看板もなく着手しているとは思えない、進捗状況についての答弁を求める。

答 え

渡邊 顕麗 建設課長

村道大割線の工事の進捗状況ですが、契約後に設計照査、施工計画書の確認をし、2月中旬にボックスカルバートの材料承認の協議書が提出され、建設課で確認をし、3月初旬にボックスカルバートの発注をしております。

ボックスカルバートにつきましては、工場製作で4ヶ月程度の製作期間を見込んでいましたが、新型コロナウイルスの影響で遅れている状況です。そのため、先に橋梁を取り壊すと、通行止め期間が

長くなるため工事には着手しておりません。

なお、ボックスカルバートの完成は8月末頃を予定しております。

再質問

渡邊 壽幸 議員

①工程表は契約後7日以内に提出するように規定されている。

②この工事は昨年の12月定例で議会承認されている工事である。

6ヶ月以上たった今も工事看板すらないのはなぜか答弁を求める。(山梨県の工事必携では、遅くとも30日以内に着手しなければならない)

③この工事は、外注せず自社施工するので特定工事に該当しないということであるが、工場製作のボックスカルバートは橋梁などと同じく外注費になると思うが説明を求める。

④この工事そのものが1億円以上の公費を投入して今やるほどの優先性はないと思うが、優先順位についての説明を求める。(大割線通称新道の他の部分や膳棚の舗装補修のほうが優先順位が

高いと思うが比較しての説明を求める。)

答 え

渡邊 顕麗 建設課長

まず、請求資料を提出しますが、今現在ボックスカルバートを工場において製作中なので、下請け届はありません。

次に、工事の着手についてですが、ボックスカルバートの工場製作の着手はしており、先程の答弁でも申し上げましたが、現場の着工を行ってしまうと、通行止めにより近隣住民及び村民にご迷惑をかけてしまうため、ボックスカルバートの工場製作に合わせて、現場の着工を行って参ります。また、ボックスカルバートは材料なので、下請け等の外注にはあたりません。

次に、この工事の優先順位についてですが、第10次使用協定事業であり、橋梁の前後部分の道路の改良工事が行われていることを考えれば優先度の高い工事と認識しており、舗装補修とは比較し難いものと考えております。

また、舗装補修については、年次計画を策定しており、建設事業の他に掘削等がないところから、舗装補修を行っております。

再々質問

渡邊 壽幸 議員

①工事看板はなぜ設置しないのか。

②答弁のように 第10次北富士演習場使用協定事業であるが、一市二村道より西側の大割線の舗装補修工事のほうが優先すべきと思うがその部分はいつ着工するのか。

答 え

渡邊 顕麗 建設課長

1点目の工事看板の設置についてですが、忍野村では山梨県の「土木工事共通仕様書」により運用しており、仕様書の中に表示板の設置については、「施工に先立ち」とあることから現場の着工に合わせて設置して参ります。

次に2点目の大割線の西側の道路についてですが、来年度以降の舗装補修を考えております。

質問② 村道入角丸尾岸線下水道本管工事（5工区）の入札について

問 い

渡邊 壽幸 議員

平成30年10月26日上記工区の入札が行われたが不調であった。3回の入札が行われ、3回とも土木建が最低価格であった。この結果から談合が行われたことが推測されるが、村当局としてはどのような対応をとったのか答弁を

求める。

加えて、お手元に配布した入札結果をみると、参加全社とも予定価格をいずれも大幅に超えている。このことから推測されるのは1社のみが積算し、他社は積算せず、最低価格提出者から、入札価格を得て入札したと思うのが自然と思うが、村当局はどう感じ、どう対応したのか説明を求める。

答 え

後藤正美総務課長

入札執行については、関係法令等により、適正に実施されたと承知しております。

再質問

渡邊壽幸議員

この質問に対して、総務課長は適正に対処しておりますと答弁しているが、何が適正なのかを正したい。

これは1社のみが積算し、他の入札参加業者に金額を指示していることが容易に推測される。このような場合は談合が疑われ、調査、誓約書の提出札などを行うのが一般的な公共機関の対応である。

そこで尋ねる。

①3回の入札で土木建が3回共予定価格を大幅に上回り、かつ3回とも最低価格で入札している。このことをおか

しいと思わなかったのか。

②3回の入札とも、それぞれ同順位で入札している、積算し、自由に入札していればこんなことはない、この状況を見て、忍野村はどう対応したのか答弁を求める

③通常約3300万円の工事で、防衛省の補助予算がついている工事入札で予定価格を大きく上回り、再々入札で落札できなかった。この結果から、入札参加者はこの予定価格では仕事はできないと意思表示したということである。入札業者を総入れ替えし、再入札を行うのが常識で、ほとんどの自治体はそうしている、なぜそうしなかったのか答弁を求める。

④この工事の落札結果は村のインターネット上にはない、なぜ載せないのか答弁を求める。

⑤明らかに談合が疑われるような入札に対して、忍野村はどのような対策をとったのか、具体的に答弁することとその資料の提出を求める。

答 え

後藤正美総務課長

1点目・2点目・3点目・5点目のご質問については、一括してお答えさせていただきます。

先ほどの答弁のとおりであり、議員おっしゃるような措置は必要ないと、

当時担当において判断しております。

4点目のご質問ですが、入札の結果については「不落」ということで掲載しております。その後の契約等経緯についても、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定によれば、公表すべき案件でありましたが、当時の担当者が法令等を熟知しておりませんでした。

今後は、このようなことのないよう研鑽に努めて参ります。

再々質問

渡邊壽幸議員

①この入札では入札の金額の順位が同じであり、全業者が予定価格を上回って不落である。

このことを忍野村は全く問題ないとして随意契約しているが、自治法施行令164条4の2には不正な利益を得るために連合したものは3年の指名停止等とある、忍野村はこれには該当しないと思っているのか。

②忍野村は具体的にどのような談合防止策をとっているのか答弁を求めているが答えていない。

③村長にお尋ねする。

(ア)過日の一般質問の際、答弁漏れがあったのでもう一度お尋ねする、山梨県から入札に際しては、できるだけ設計価格に近い価格で落札させるように

との指導を受けていると話していたが山梨県のどの部署からの指導なのか教えてほしい。

(イ)過去の全員協議会の席上、なぜ、大型案件のみ予定価格を事前公表するのかとの問いに、常時大型案件の入札に指名されている2社以外は積算能力がないので力をつけさせる為、事前公表しないとの答弁であった。

昨年あたりから、すべての工事の入札価格を事前公表するようになったが、指名される工事業者がすべていわゆる味方の業者であり、このような限りなく黒と思われる入札があったからか、それとも各指名業者が積算能力を急速につけたと判断したのか答弁を求める。

この入札については疑義が多々あるので、山梨県、公正取引委員会、補助金の対象先の防衛省、会計検査院等関係部署にこの状況を説明、問い合わせ、後日また質問する。

答 え

後藤正美総務課長

1点目のご質問ですが、先ほどの答弁のとおりでございます。

2点目のご質問ですが、談合というものをご確認することがないので、対応策の立てようがありませんのでご理解願います。

3点目のご質問中(ア)ですが、国土

交通省より発出されている「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」のことです。

次に(イ)ですが、入札契約適正化法に基づく適正化指針により、忍野村の実情に応じて行ったものであります。

質問③ 村道入角丸尾岸線 下水道本管工事 (1工区)について

問 い

渡邊壽幸議員

3月の令和2年度第1回の定例議会の私の一般質問の上記工事における外注費の答弁に対して、前の建設課長は、下請け業者6社で総額1437万2400円と答弁しているが、相違ないか説明を求める。

答 え 渡邊顕麗環境水道課長

令和2年第1回定例議会においての回答に誤りがありましたので訂正し、お詫び申し上げます。誠にすみませんでした。

正しくは、下請け業者6社で総額3286万9736円です。

再質問

渡邊壽幸議員

①今の環境水道課長ではなく、答弁したのは天野満課長であるので、答弁の訂正とこのように大きな間違いを犯したことの説明と謝罪を求める。我々議員はその職務に基づき質問しているのである。金額の内訳は今後に差し障りがあるからとの理由で内訳等答弁しなかったような記憶があるが、外注工事費の合計額を会社ごとに議会に報告するにどのような支障があるのか答弁を求める。

このような、いい加減な答弁をすることは議会軽視も甚だしいと思うが如何か、答弁されたい。

②タカムラ建設が外注先の1社であるが、タカムラ建設はこの工事の入札指名業者であり、下請けをするのなら受注した渡辺組より安い値段で入札し、元請で工事を受注すればよい。元請より安い値段で工事ができるから下請けしたのでだろうか、発注者は入札参加業者を下請けに使うことは入札の公平性を保つ観点から許可しない。
このことについて忍野村はどう判断しているのか、説明を求める。

答 え

天野 満参事課長

先程環境水道課長がお答えしたとおりでございます。誠にすみませんでし

た。
また、外注工事の業者名は経営管理・不利益等が生じますので、公表できません。尚、業者数・総額については公表することができます。

答 え

後藤正美総務課長

2点目のご質問ですが、当時の工事担当課において「下請負」などの妥当性等を審査し、決定したものであると思いますが、今後は誤解等を招かないよう下請発注に関する運用規定など整備を行い、入札指名時における業者への通達を始め、担当職員の研鑽など徹底して参ります。

再々質問

渡邊壽幸議員

①外注工事業者名は経営管理、不利益が生ずるので公表できないとの答弁であるが、(ア)誰にどのような不利益があるのか、また、(イ)経営管理の問題とは、誰の問題で、どのような法的な根拠があるのか具体的に説明すること

を求める。

②本件の場合、入札参加業者のタカムラ建設が下請外注先となっているのは明らかである。通常、入札参加業者の下請けは談合等の恐れがあるので、特に公共工事の発注者は下請けの申請があつても認めないのが常識である。この点について忍野村はどう考え、どう対応しているのか答弁を求める。また、

外注先の名称はどのような法令を根拠として公表できないのか説明を求める。

答 え

天野 満参事課長

質問①の(ア)(イ)は関連しているので一括でお答えさせていただきます。

下請業者名等を公表すれば、下請業者の経営方針等に関する情報及び営業上のノウハウに関する情報並びに財政状況に関する情報や、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、公表いたしません。

答 え

後藤正美総務課長

2点目のご質問ですが、当時、建設業法を始め各法令等において禁止する規定はありませんでした。今後は誤解等を招かないよう下請発注に関する運用規定など整備を行い、入札指名時における業者への通達を始め、担当職員の研鑽など徹底して参ります。

ここが聞きたい!

一般質問



三浦哲朗
議員

質問①

新型コロナウイルス対策について

問

三浦哲朗議員

コロナ対策には、今日までどのような対策をとられてこられたか、また今後の対応策をどのように考えておられるか、教えてください。

答

後藤正美総務課長

忍野村のこれまでの新型コロナウイルス感染症対策と今後の対応策をとることですが、先程の天野秋弘議員への答弁でも申し上げましたが、この感染症が発症以来、常に村長は「先ずは感染しないこと・させないこと」を基本に感染防止対策を最優先とし、今何が支援として必要であるかを見極め、これまで「固定資産税の緩和措置の延長措置」、「商工業振興災害対策資金貸付条例制定による中小企業等支援」、「村民一人あたり5枚のマスク配布」、「全世帯や事業所へ次亜塩素酸消毒液

の配布」、「特別定額給付金」、「高校生の就学助成金」、「子育て世帯臨時給付金」、「飛沫防止パネル設置」、「GIGAスクール構想」、「災害情報伝達システムの構築」など、多くの対策事業を国の交付金や補助金などを有効活用し対策を進めてきております。

今後は、第2波・第3波に備えた事前対策、並びに台風シーズンも到来するので避難所における感染症予防対策など、マスクやアルコール消毒液の追加備蓄を始め、防護服や災害時に必要な備蓄品や非常食などの追加補充、また、経済支援活動として、山梨県グリーンゾーン構想による認証店等の感染対策設備投資費の県補助の不足分への村補助金など、国補助金など有効活用をしながら、将来に繋げられる積極的な支援策に取り組んで参りたいと考えております。

再質問

三浦哲朗議員

村長を先頭に職員一同大変頑張ってくれたと、感謝をいたします。

マスクが世間に全く不足している時に、いち早く調達し、多くの人の協力を得ながら、全世帯に迅速に配布され

た。消毒液も大変不足している時期に多くの人のボランティアの参加いただきながら、これも迅速に全村に配布された、大変なご苦労だったと察します。ただいま総務課長が答弁をされました、対策にかかったこれまでの費用、今後実行予定の事業案件にかかる予算の全て金額を教えてください。コロナ対策に投下する合算の金額であります。

答

後藤正美総務課長

新型コロナウイルス感染症にかかった対策費と今後の対策費見込額の合算金額をとのことですが、約4億円を見込んでおります。この約4億円には、特に不織布マスク・消毒液の配布につきまして、職員を始め、たくさんの方にご協力をいただきました金額では換算できない皆様のご厚意は入っておりますので申し添えます。約4億円の事業概要について申し上げます。

- 固定資産税緩和措置の延長措置 1200万円
- 商工業振興災害対策資金貸付条例 600万円
- 不織布マスク配布 500万円
- 次亜塩素酸消毒液配布 200万円
- 高校生等就学助成金 800万円
- 飛沫感染防止パネル設置 100万円
- 災害情報伝達システム構築 200万円

○GIGAスクール構想事業 2億円

○未就学児特別臨時給付金 1千万円

○やまなしグリーンゾーン・村内店舗事業所等の感染対策防止助成 1千万円

○不織布マスク備蓄 (第2波・第3波対策) 1千万円

○アルコール成分の消毒液 (第2波・第3波対策) 1千万円

○防護服備蓄 (第2波・第3波対策) 1千万円

○避難所感染防止対策事業費 (台風シーズン・避難所の密防止対策) 1億円

合計3億8600万円等でございます。

再々質問

三浦哲朗議員

今回の議会はコロナ議会と言っても過言ではないと思います。

4月29日、いきなり緊急提言なる文書が新聞折込に入りました。現金5万円を全村民に、18歳までの子供に1万円上乗せし6万円を給付せよ、という内容であります。約5億円もの大金であります。

一般質問で、コロナ対策投資も約4億円かけて、明日の忍野村のためにつながらる投資もしつかりと考えて取り組んでいることが十分に理解できました。

村民の皆さんは賢いですから、今日のバラマキより未来につながる税金の有効な使い道を理解してくれると私は確信しております。

村民はビラにより誤解されている方も多いと思います。誤解を解き、村長のコロナ対策を理解していただくためにも、議会閉会後に、早急に臨時広報を配布することを提案いたします。

村長、2枚のビラ、まったく緊急性も必要性もない臨時議会の招集に思うところがありましたら、その思いを聞かせてください。

答 え 天野多喜雄村長

私は常々申し上げてきましたが、この新型コロナウイルス感染症は、人々がかつて誰も経験したことがない眼に視えない未知のウイルスとの闘いであります。

緊急事態宣言が解除され、更に先週19日からは県外をまたぐ移動が緩和され、日常生活や社会経済の活動が戻りつつあり、現時点におきましても、村民皆様方の絶大なるご理解ご協力をいただいているおかげで、本村での感染者が確認されておりません。

しかしながら、忘れてならないのは、有効な治療薬やワクチンが実用化されない限り、このウイルスの拡大を防ぐ手立ては、私たち自身の強い意思と行動のみという事実であります。

第2波・第3波の到来が大変懸念さ

れており、今まさにこの時期こそが次の対策に向けての時期であります。これまでの努力を水泡に帰さないため、引き続き「感染しない・させない」ための行動に、どうかご協力をお願いいたします。

これからも私は、「執行部と議会は車の両輪の如く」を信条に、明日の忍野村を議員の皆様とともに築いていくため、粉骨砕身頑張つて参る覚悟でございますので、村民の皆様を始め、議員の皆様の方へのご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

質問② 外周道路について

問 い 三浦哲朗議員

村長の公約の最大テーマは、忍野村を外周道路で結ぶ道路整備計画だと理解しております。忍野村の将来の発展、繁栄には、絶対に実現させなければならぬと思います。

そこで、現在の進捗状況を、各路線ごとに説明してください。

答 え 米山卓也企画課長

外周道路構想に伴う道路整備の進捗状況につきましては、先ず、富士吉田市の市道明見東通り線に接続し(仮称)

富士吉田南スマートインターチェンジ方面にアクセスする村道鐘山線が当初計画4期工事のうち現在第3期工事を実施中であり、今年度中に第4期工事にも着手します。令和4年度には山梨県が桂川に設置する仮橋にて供用開始となり、令和5年度には本橋が完成します。

次に、第2忍野入口として位置付けている村道梨ヶ原中道線は、国道138号線北側から北富士駐屯地裏門までの改良拡幅及び無電柱化工事が令和3年度に完了します。

続いて、内野地区から山中湖村の「花の都」方面に接続する 村道寺久保及び寺久保山中湖線は今年度中に道路改良工事が完了し、令和3年度上期には舗装工事を行い供用開始の予定となっております。

再質問 三浦哲朗議員

恩賜林組合の隣接地に建設中の、東富士有料道路のスマートインターチェンジにアクセスする村道鐘山線、国道138号線から忍草地区に伸びる、村道梨ヶ原中道線、内野地区から花の都公園に接続する村道寺久保線が今年度も工事継続とのことですが、各線は、

工事完了後は接続されて、外周道路としての役割を果たすものと理解してよいのか、また、通称かや野から内野地区の杓子山の山麓を横断して、山中湖村平野にトンネルで結ぶ構想は、どの

ような進捗状況か説明をしてください。そして、これらの道路計画構想が最終的に接続されて、外周道路構想の完成のイメージと理解してよろしいか、説明してください。

答 え 米山卓也企画課長

現在進行中の各路線工事は、いずれも外周道路構想に位置付けられております。整備後は周辺市町村と接続する新たなルートとして住民生活の利便性や村内の渋滞緩和など安全性の向上につながり、さらには様々な方面から忍野村へのアクセスを可能にし、観光や産業に大きく寄与するものです。

また、(仮称)杓子山南麓広域防災道路構想も外周道路構想における重要な幹線道路として位置付けております。

現在の進捗状況は、山梨県及び山中湖村と当該道路の必要性や効果、さらには計画中の高座山南麓の観光拠点整備事業における道路整備との一体性も含めて協議をしながら道路整備促進協議会の組織づくりなど、具体的な推進体制の準備に着手している状況です。

再々質問 三浦哲朗議員

この外周道路構想は、忍野村の公共事業においても、過去にない大事業であります。この外周道路は観光道路でもあります。企業誘致も可能な産業道路でもあります。素晴らしい住宅環境の生活道

路でもあります。忍野村の将来の発展、繁栄を考える時に、どうしても必要、実現させるべき事業であることは、間違いないと思います。

村独自だけでは、当然不可能な事業であります。県の理解と協力も当然不可欠であります。また、隣村の山中湖村との協議も必要であります。難題もあると思います。先ずは出来ることから着実に進めていただきたい。そこそが、外周道路構想の実現への最短の取るべき策と思います。

最後に、外周道路実現によって、忍野村の未来はどのように発展変わっていくのか、わかりやすい道路マップを作成して村民の皆さんに配布するよう要望をいたします。

答 え 天野多喜雄村長

ご指摘のとおり、外周道路構想は忍野村の50年先、100年先を見据えた大事業であり、忍野村が持つ地域の可能性を最大限に活かし、本村が富士北麓地域の拠点として発展していく構想であると考えております。

それゆえに事業実施には多くの困難が伴い、国、県及び近隣市町村との綿密な連携が不可欠であるとも認識しています。

現段階では、先ほど担当課長が説明したとおり、外周道路構想に位置付けられた複数の道路整備が進み、次年度以降、順次供用開始を迎えます。村民

生活の利便性や安全性の向上をしつかりと実感していただけたらと考えております。

今後は、コロナ禍による社会・経済がどのように再構築されるのかといった視点も踏まえ、課題があるのであれば、それを一つ一つ解決しながら忍野村の未来のため全力で構想実現に取り組んで参ります。

そして、三浦議員からのご提言のとおり、外周道路構想を図化したマップを作成し、忍野村の目指す将来像を、村民の皆様により分りやすくお示しいたします。

質問③ 忍野村の財政状況について

問 い 三浦哲朗議員

今後の財政状況は、非常に厳しくなると聞いております。

そこで、現在の忍野村の財政状況はどのような状況なのか教えてください。また、今後どのような税収予想が考えられるのか、教えてください。

答 え 後藤正美総務課長

本村の財政状況ではありますが、昭和60年代から本年に至るまで、本村は地方交付税の不交付団体となっております。

す。この間数回、交付団体もありましたが、一般的には財政力基盤の豊かな自治体と言えると思います。

これは、議員ご承知のとおり、大手優良企業の進出によるものであり、本社移転による社員並びにその家族の転入による個人住民税の増加、工場や住宅など建物の設備投資及び機械設備など償却資産の設備投資による固定資産税の増加、海外への輸出拡大など積極的に世界規模の企業活動による営業利益の増による法人住民税の増、更には、関連企業や協力工場などの進出による従業員への地元雇用などの進出による所得増による個人住民税等の増など、多くの経済効果を生みだしております。

これにより、企業進出前後の本村の行政サービスに不可欠な自主財源の根幹をなす地方税の歳入は、歴然的に変わり、安定的供給に大変大きな貢献をいただいております。特に法人住民税においては、全体の9割以上を占めている状況であります。

しかしながら、2011年のリーマンショック時には法人均等割のみというところもあり、やはり景気等に左右されることから、本年度以降の税収見込は、コロナ以前からの米中貿易摩擦と世界経済への影響がリーマンショックの2倍、3倍以上の影響とも言われているこの新型コロナウィルス感染拡大、更に、税制改正による法人税率の引き下げ(9・7%から6%)などの影響を受けると予想されることから、厳しい

い財政状況になるのではと見込んでおります。

このような状況を踏まえ、健全な財政運営のため、社会情勢や国の地方財政対策の動向等を注視しながら、将来的に持続可能な財政運営を確立していかなければならないと強く認識しております。

ここ数年の一般会計の決算状況について、参考までに提出させていただきましたが、自主財源といわれる村税は30億円前後で推移し、歳入全体の約5割から6割を占めており、村税全体の約4割から5割が法人住民税であることと明らかのように、忍野村の財政は1企業の景気動向で非常に大きく左右されると言えます。

一方、歳出のここ数年の動向ですが、歳出全体に占める人件費などの義務的経費とその他経費の割合は、約7割から8割強を占め、投資的経費である普通建設事業費の割合は、残り2割弱ということとなります。

忍野村では、普通建設事業のほとんどを他の省庁の補助金よりも補助率が高利な防衛補助金を選択しているためであり、自主財源を余り投入しなくても、また地方債も発行しないで執行出来ていると言えます。

今後は、財源の確保・事業の効率化・部署間の連携、調整・重複事業の一元化・スクラップアンドビルドと事業の終期設定・アウトソーシングの推進・各団体等に対する補助金及び負担金等

の見直し・有利な地方債の活用など、効率的な行政運営を図るため、職員一丸となり取り組んで参ります。

再質問 三浦哲朗議員

今回のコロナ不況による法人税の落ち込みは、非常に大きな落ち込みを覚悟しなければならぬと思われまふ。法人税率が、一番多かったときは14%、それから9・7%になり、今年度から6%へいきなり3・7%も引き下げられることになる。法人税収も大幅な落ち込みがある。確実であります。

忍野村の経常収支比率は、先ほどの説明で約80%強であります。忍野村の公共事業の建設事業費は、予算の20%弱しかありません。この状況は財政の硬直化を顕著に表しています。とても財政豊かな村とは言えない状況になりつつあるのではないでしょうか。しっかりと堅実な財政運営を心がけていただきたい。地方自治は、いかに補助金を活用して事業を遂行していくのかが大事であります。補助金を活用をし、しっかりと事業にあたっていたらいいと要望いたします。

参考に、今回一部の村会議員が村民の皆さんに5億円の給付を要望されましたが、5億円の原資で民生安定事業を行った場合、総額どれだけの公共事業ができるのか教えてください。

また、6名の村会議員によって提出された文書の中に、忍野村は非常に豊

かであり、自由に使える金が約20億円あると言っております。本当にそのような金があるのか、事実を教えてください。

答え 後藤正美総務課長

1点目の、5億円の原資で民生安定事業に投資した場合、総額でどれくらいの事業ができるのかとの質問でございますが、5億円まで原資をかけていいという前提で説明いたします。

例えば、補助率10分の7の補助金を利用し事業を行った場合、補助金12億6千万円と村費5億円で総額17億6千万円、つまり元金5億円の3・5倍の事業ができるということになります。逆に言えば、12億6千万円の忍野村の一般財源が助かるということとなり、この分を他の事業財源として使用できることとなります。

2点目のご質問でございますが、ご質問の趣旨から「財政調整基金」のことと判断し答弁申し上げます。

忍野村一般会計財政調整基金条例によりますと、財政調整基金の設置目的は、財政の健全を確保するため設置されており、新規事業等の実施により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額補つための財源に充てる時、または、その他村長が必要と認める一般会計の経費の財源に充てる時、と規定が定められており、ご質問の「自由に使える」には該当しないのではと

考えられます。簡単にいいますと、財政調整基金とは一般家庭における「貯金」にあたり、日常生活における予定していた収入が入らず、一時的に支払に現金不足したときに充てる、このようなものだと思います。

約20億円ですが、本年度すでに当初から現時点まで、8億円を税収不足見込のため取り崩す予算となっており、アフターコロナ対策を始めとした台風など災害等対応のための予算の財源として、取り崩し額が増えるのではと想定しております。

令和2年度末残高として10億円を下回るのではと想定しております。また、新型コロナウイルス感染症などの影響により、法人住民税・個人住民税など税収が来年度以降は大幅に減収する見込であり、財政調整基金のみならず、村の借金である地方債の発行も視野に入れた財政計画の検討をしなければならぬと認識しております。

再々質問 三浦哲朗議員

総務課長の説明を聞けば、忍野村の財政状況は、決して豊かな状況ではないと思います。

今後大変厳しい財政状況が予測されます。コロナ騒動で現金5億円を配布するような余裕は私は村の財政にはないと思うように思います。村民は豊かな村と思い込み誤解をしているところがあります。決してそうではないこと

を理解してもらうことも村当局の大事な仕事だと思えます。

しっかりと村民に向かって財政状況の情報の発信をお願いします。今後堅実な財政運営を強くお願いし、村長決意のほどをお聞かせいただき、一般質問を終わります。

答え 後藤正美総務課長

三浦議員のおっしゃるとおり、村の財政状況を十分に説明し理解していただくことは、行政活動の貴重な原資である税金をお預かりしている立場として説明義務であると認識しております。

また、納税者の方も自分たちが納めた税金がどのように使われているのか知る権利がございます。これまでも予算や決算など、広報や議会だよりなどでお知らせに努めて参りましたが、これからも誰もがみてもわかりやすい財政状況の情報発信に努めて参ります。

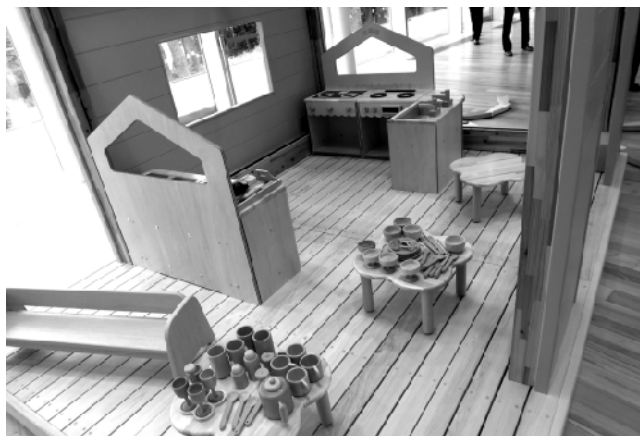
また、中長期的な財政計画の策定を行い、将来をしっかりと見据えた財政運営に努めて参ります。

「森林学習施設」 竣工式

7月3日に、長崎知事をはじめ、一市二村（富士吉田市、忍野村、山中湖村）の関係者などが出席し、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合の森林学習施設「ふじさんのぬく森 キポキポ」の竣工式が行われました。この施設は、森林体験・木育を主体とする森林環境教育の拠点となることを目的としており、組合長からは、「地元の皆さん、特に小さいお子さんに利用していただき、木のぬくもりを感じていただきたい」とあいさつがありました。施設内のおもちゃ、遊具には木が使用されており、外にはツリーハウスなどもあり、楽しみながら木育できる施設となっています。



竣工式



施設の様子



お知らせ

議会だより第97号は、忍野村ホームページにも掲載しています。

忍野村議会事務局 TEL.0555-84-3111
TEL.0555-84-7780（直通）

